

平成30年小布施町議会9月会議会議録

議事日程(第3号)

平成30年9月19日(水)午前10時開議

開議

議事日程の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	中村雅代君	2番	福島浩洋君
3番	富岡信男君	4番	小西和実君
5番	川上健一君	6番	山岸裕始君
7番	小林茂君	8番	小林一広君
9番	小淵晃君	10番	渡辺建次君
11番	関谷明生君	12番	大島孝司君
13番	小林正子君	14番	関悦子君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	田中助一君
総務課長補佐	中條明則君	企画政策課長	西原周二君
健康福祉課長	林かおる君	健康福祉課長補佐	永井芳夫君
産業振興課長	竹内節夫君	産業振興課長補佐	富岡広記君
建設水道課長	畔上敏春君	教育次長	三輪茂君

監 査 委 員 畔 上 洋 君

事務局職員出席者

議会事務局長 山 崎 博 雄 書 記 柘 津 貴 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承願います。

直ちに日程に入ります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（関 悦子君） 日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり、一般質問の通告がありましたので報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許可いたします。

◇ 小 林 一 広 君

○議長（関 悦子君） 最初に、8番、小林一広議員。

〔8番 小林一広君登壇〕

○8番（小林一広君） おはようございます。

通告に基づきまして質問させていただきます。

その前に、このたびの台風21号の被害に遭われた方に、まずお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、本日の質問は、浅川第三排水機場の完成に伴った吉島地区の農地に対する浸水の問題についてですが、まず、この質問をするきっかけとなったお話をしたいと思います。

実は、私もこの吉島地区には畑があるのですが、若干この質問に対しては遠慮をしておりました。しかし、ほかの農家の方に、なぜ吉島地区の浸水の問題を取り上げないのだというふうに訴えられたこともありまして、質問させていただくことにさせていただきました。

しかし、それ以上に、この地区のやはり農業後継者の将来を考えた場合、非常に大切で大事な農地であります。また、小布施町にとっても非常に優良なまとまった一団の農地であることも事実であります。

町長がしきりにおっしゃっているように、小布施町は農業立町であります。東の農業立町の入り口が振興公社の地区であるとすれば、西の入り口は吉島地区ではないかというふうに考えております。また、南はハイウェイオアシスであり、北はフラワーセンターであるのではないかというふうに考えております。そういったイメージが浮かべば、小布施町にとって農業立町としてのこういった農地を守ることは、非常にグレードアップができるのではないかというふうに考えております。

そこで、今回の質問になるわけですが、治水専用ダムとして浅川ダムが平成29年3月に完成しました。並行して、内水対策として浅川第三排水機場の建設も行われ、ことし6月に完成しました。7月の豪雨では7月6日に最初の運用が開始されました。

第一、第二排水機場と第三排水機場の設置目的が違うのですが、というのは、第一、第二排水機場は長野平土地改良区の関係で、あくまでも農地を守るための排水機場であるということ、第三排水機場は地域住民の床下浸水に対する対策で設置されているという、やはり目的の違いがあります。しかし、吉島地区において営農をしている農家の人たちにとっては、まずいろいろな面で安心できる内容であることは事実であります。しかし、やはり不安は残ります。

行政として、小布施町の大切な農地、営農を守る立場から、この事業が完成しての見解はどのように考えているのか。また、実際、営農している人たちにとっては、浸水被害があった場合、これだけの事業をしたにもかかわらず浸水被害が起きたとなれば、やはり心情としては補償を求めたくなる気持ちも起きるのではないかというふうに考えております。その辺についてご見解をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） おはようございます。

小林一広議員の浅川第三排水機場の完成による町の考え方についてのご質問にお答えを申し上げます。

吉島地区の農地の湛水防除につきましては、昭和58年の内水被害を受け、従前の第一排水機場の毎秒14トンのポンプに加え、平成2年に第二排水機場に毎秒30トンのポンプを新設し、合計で毎秒44トンの排水機能を確保し対応をしております。その後、議員からお話のありましたように、浅川の洪水対策として、治水専用の穴あきダム河川改修、排水機場の整備が行われ、それぞれ完成をしています。第三排水機場には毎秒14トンのポンプが整備され、これにより、浅川総合内水対策計画短期整備が大方概成したところであり、以前にも増して減災対策ができたものと思っております。

今後は中長期計画として、毎秒7トンのポンプ、堤防かさ上げなどを計画されております。浅川総合内水対策では、既往最大被害となった昭和58年9月の台風10号と同規模の洪水に対し、宅地部での床上浸水被害を防止することを目標にしております。地形的な制約から農地浸水を直ちになくすことは困難であり、計画に位置づけられている対策が完了した後も農地の湛水箇所は残りますが、対策前に比べ、農地での湛水面積や湛水深、湛水時間も減少します。

なお、ご質問の農作物の補償につきましては、現行では行政として補償に対応する制度がございませんので、農業災害保険、果樹共済での対応が現実的と考えております。

小布施町としては、河川管理者と関係行政機関が連携して、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、内水被害を効率的かつ効果的に軽減させることを目的とした浅川総合内水対策協議会に平成24年から参画し、事業の進め方などを調整するとともに、ポンプ整備の促進と排水機場の一元管理を長野市と長野県へ要望をしております。

また、さらなる減災対策として、引き続き中長期計画に位置づけられた毎秒7トンのポンプの整備の促進、堤防かさ上げ等、また、立ヶ花狭窄部の注水能力向上並びに千曲川下流での堤防整備など、抜本的な河川改修が一刻も早く完成するよう強く国へ働きかけるよう、関係する長野市とともに長野県へ要望をしております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） 今、現行では行政としての補償は、対する制度がないということでしたけれども、今おっしゃった行政とは小布施町のことを言っているのでしょうか。それとも県ということ言っているのでしょうか。まず、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、毎秒7トンのポンプ整備の促進、かさ上げ等を長野市と県へ要望しているということでした。ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

それと、実際、対策がこれだけ進めば浸水しないのではないかというふうに考えられますけれども、万が一浸水してしまった場合のことを考えた場合、やはり吉島地区の農家の方にいろいろお話を聞いてみますと、長野市の場合には積極的に排水の作業を行っている。小布施町はそれに比べるとどうも真剣味が足りないんじゃないかというような意見も聞かれました。

実際に浸水した場合の排水作業についてどのようにお考えになっているかも一緒にお聞きしたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えをさせていただきます。

1点目の損害の補償の関係につきましては、県での説明会の際に、県でもそのようにお答えをしております。町としましても、できる限り果樹共済のほうを推進しまして、そちらのほうに加入をしていただいて、各農家で対応をしていただければなというふうに考えております。

2点目の7トンのポンプの設置につきましては、時期等明確にはなっておりませんが、早急に設置をしていただけるよう、浅川対策の協議会等からも積極的に働きかけをしていきたいというふうに考えております。

3点目の、長野市に比べて、農地に浸水、湛水した場合の排水作業が小布施町は積極性が欠けているのではないかというようなご指摘かと思いますが、千曲川の増水したときにも、町で保有しております排水ポンプ等を稼働させまして、現地に設置をして、排水活動等も実施をしております。

本年、排水の能力を上げるために新たに2台購入等をしておりますので、そういう状況が見受けられましたら、また町のほうにご連絡をいただければ、職員のほうでもそちらにポンプを持参をしまして、排水について一緒に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

○議長（関 悦子君） 以上で小林一広議員の質問を終結いたします。

◇ 小 西 和 実 君

○議長（関 悦子君） 続いて、4番、小西和実議員。

〔4番 小西和実君登壇〕

○4番（小西和実君） それでは、通告に基づきまして、順次2問質問させていただきます。

最初、1問目についてなのですが、地域公共交通を整備する際の優先順位はということで質問させていただきます。

小布施町では平成22年から平成28年の間に、高齢者の皆さんや障害のある皆さんが不自由なく外出でき、安心して通院や買い物、趣味にお出かけになれるよう、循環バスと乗り合いタクシーの運行実験を行ってきましたが、利用する人が少なかったため、現時点で運行を行っておりません。しかし、今、さらに高齢化が進む中、日常生活の最低限の移動を確保すると同時に、豊かに暮らしていただくための地域交通が求められています。

現在は、平成29年度に小布施町の皆さんにアンケート調査にご協力いただいて、地域公共交通会議でこれからの課題や方向性を話し合っているということを知っております。

町報8月号では、小布施町として考える課題として、1つ目に、高齢者の方が増えていて、現在自動車を運転されている方が安全な利用に不安を感じるようになる3年から5年以内に、何らかの移動手段の確保が望まれる。2点目に、まちの魅力を高めるための公共交通が求められている。3点目に、トータルコストを抑えながらも利便性の確保が求められているという3つの課題を挙げています。

そして、方向性として、1つ目に、日常生活を維持するための交通手段の確保。2点目に、楽しく自由な移動により生活の質を高める。3点目に、まちの魅力を高める公共交通の実現。4点目に、利便性の確保とコストの抑制に配慮するとあります。

財政的な観点からは、小布施町の現状では、取り組む課題と方向性に優先順位をつけて行っていくしかない状況であると思われまます。

町報8月号に「暮らしを支える公共交通」とあるように、重要なのは、地域交通を考えるに当たっての出発点として、移動支援を必要とされる人への取り組みであるということだと思います。そういった福祉の観点からということが一つ重要なことなのかなと思うわけですが、今後、どのような優先順位で地域交通に関して取り組んでいくのかということを示

していただきたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 西原企画政策課長。

〔企画政策課長 西原周二君登壇〕

○企画政策課長（西原周二君） 小西議員の地域交通を整備する際の優先順位はのご質問につきまして答弁をさせていただきたいと思います。

町の公共交通については、ご高齢の皆さんの移動確保を目的とした高齢者移動支援試験運行を平成22年から行ってきました。平成25年度には、利用ニーズに基づき、ご利用いただける方をご高齢の皆さん以外にも広げ、実証実験を1カ月実施し、さらに、利用の多かったコースについて再度実証実験を行いました。平成28年度には、タクシーを活用したドア・ツー・ドアの移動支援のニーズがあったため、タクシー事業者によるデマンドタクシー実験を2カ月間実施いたしました。いずれも利用される方が伸び悩み、現在は運行を休止しております。

また、ご高齢の皆さんの移動支援だけでなく、二次交通や通勤、通学を目的とした豊野駅へのアクセス確保に対する要望が継続的に町にありまして、町外への移動手段のあり方も求められている状況にあります。

過去の経緯やお寄せいただいたご意見をもとに、平成29年度には、ご高齢の皆さんと40代の皆さんに対する交通に関する意識調査を実施いたしました。そのアンケート結果から、小布施町公共交通会議で、町報8月号に掲載した、また、今議員のほうからご説明いただいたとおりの方向性を示しました。

本年度はその方向性に基づき、小布施町における地域公共交通のあり方をさらに具体的にしていくことを目的に、ご高齢の皆さんの町内移動を支援する公共交通のあり方を検討するため、ご高齢の皆さんに、移動実態や公共交通を利用する際の条件や運行内容について、ご高齢のひとり暮らしの皆さんが集まる会議であるとかお茶飲みサロンにお伺いし、聞き取りをさせていただきたいと思います。

また、アンケートで利用意向が見られた通勤、通学者向けの豊野駅へのシャトルバス実験運行を実施し、いずれも本格運行の可能性、課題などを探りたいと思っております。

ご質問の、どのような優先順位で地域交通に取り組んでいくのかについての考え方ですが、まずは、ご高齢の皆さんが運転する自動車の交通事故増加が社会問題となっている中、また、加えて、買い物や通院など通常の生活を営むための移動手段がない皆さんが安心して生活できるような公共交通網の構築が最優先課題であると考えております。

次いで、教育施策の充実や子育てしやすいまちを目指す中では、通学事情により高校等の進学先の選択肢が制限されることのないような公共交通のあり方が望まれますし、まちの魅力やにぎわいにつながることから、豊野方面から小布施町を訪れていただく二次交通についても考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 回答いただきました内容に基づいて、再質問させていただきます。

お話しいただいたような形で、最優先していただくのは、もちろん買い物や通院のための通常の生活を営むために移動手段がない皆さんのために、安心して生活できるような公共交通の構築を最優先というお考えをお持ちであるということを知り、一つ安心いたしました。

ただ、幅広くやっつけようという考えがやはりあると思うんですが、どういうお考えに基づいてやっているかにもよりますが、公共交通を考えるに当たって、やはり福祉という観点が最初の、一番優先すべきもので、普通の経済活動についての日常生活という意味で、皆さんが営まれる生活の中で、対価を払ってやっていただくのがふさわしいところについては、公共の行政は手を出してはいけないなということを感じております。

先ほどの話で、高齢者の方のところはよくわかるんですが、例えば、豊野方面から来ていただく観光の二次交通みたいな形というのは公共交通にふさわしくないような気がするわけですね。これはほかの枠でやっていただくのがふさわしいかなとも思います。あと、交通事情によってということですが、今回想定されているのが豊野線で、豊野から長野駅に行って、その長野から高校に行くというときに、ほかの、例えばここには長野電鉄さんがありますが、そこだと沿線上の駅に高校、あるいは附属中学、中高一貫の中学校、小学校等がいろいろあるわけです。それと比べると、豊野という場合には、随分絞られてしまって、実は余り便利な通学手段でもないなというところはあるんです。このあたりはどのような事由で、通学事情に豊野に行かせると資することができるのかなということを考えていらっしゃるのかなということをお尋ねしたいと思っております。

これと、観光に二次的に使うということは公共交通としてふさわしくないんじゃないかということ、1点目がそれで、2点目が今ので、3点目は、アンケートで先ほど、40代の方を対象にとったというんですけれども、地域間交通の中でなぜ40代をターゲットにとる必要があったのかというのは、どういう目的を持ってやったのかというのをちょっとお伺いしたいと思っております。

以上3点、まずお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 西原課長。

○企画政策課長（西原周二君） まず、観光の二次交通としての考える必要性等ということかと思えますけれども、こちらにつきましては、地域公共交通会議での議論の中での方向性で、先ほど議員からも指摘があったとおり、まちの魅力を高める公共交通の実現というようなことも伺っております。小布施町に多くの方が訪れていただくというようなことから、そういったことも考えるべきではないかということを考えております。

2点目の、なぜ豊野駅かということなんですけれども、こちらについては、3点目の40代向けアンケートをなぜやったかということと共通しますが、以前から町に対しまして、豊野駅へ何とか行く手段を設けていただけないかというようなご意見、ご要望を継続的にいただいているところではあります。

議員ご指摘のとおり、そのニーズがどのくらい大きなものかということは現時点でははっきり把握はできておりません。長野電鉄沿線上の高校と比較して、直接長野駅に行くしなの鉄道の沿線上の高校のほうがはるかに少ないので、そんなにニーズがないのではないかなというようなお話もございますが、お寄せいただきましたご意見等に基づきまして、今回実験的に行わせていただいて、そういったところもこの実験の中で検証し、課題や実際運行ができるものかどうかということを検証させていただければと思っております。

最後の、なぜ40代かということに関しましては、繰り返しになりますが、豊野駅へのアクセス等を求めるご意見が多い中で、ご自身が通勤されている世代であるとか、もしくは高校生をお持ちの親御さん、これから高校生になられるお子さんをお持ちの親御さんとしては、40代の方にお聞きするのが一番よろしいのかなということ、40代の方を対象にアンケート調査をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） お答えいただいた中からなんですが、地域間交通を考えるという上では、40代の方を対象にしても、基本的に、例えば通勤されている方が、ニーズ的に長野に行きたいという方がいらっしゃるかもしれないんですが、その割合も少なく、かつ通勤手当等が企業から出ている方であれば、それを使っていただくのが一番いいことであると思うんです。

要は、どんな取り組みにしろ、民間の方が取り組んでいる経済活動に行政が関与するから

には、もう少し慎重に行動していただきたいと思うんですが、そのあたり十分に注意してやっていただけるかという、民間の経済活動に関して配慮して、慎重に関与していただきたいということが一点、あと、地域間交通を考える上では、駅前の活性化というものを結構、もう5年、10年ぐらいですか、やっていたと思うんですが、そのあたり関連して余り上がってこないわけですが、当然この地域間交通の交通者会議の中では議題に上がってくるかもしれないんですけども、そのあたりは、どのように今後活性化していこうということ地域間交通としては考えていらっしゃるかなということが2点目、お尋ねしたいんですが、いかがですか。お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 西原課長。

○企画政策課長（西原周二君） ご質問にお答えいたします。

40代のアンケートでは全てのことが把握できないのではないかとのご指摘がございました、そこに関しましてはご指摘のとおりかとは思っておりますが、今回、豊野駅までの実験運行をさせていただくことにつきましては年代を区切っておりません。学生さんはもちろん、社会人、もしくは長野方面にあります病院に行かれる方もアクセスしやすいような時間を考えて運行させていただこうと思っておりますので、アンケートは40代の方でしたけれども、今後の実験運行であるとか、これから行う聞き取り調査等につきましては、幅広い方のご意見を伺えるようにしてまいりたいと思っております。

そういった中で、公共交通事業者の方と一緒に、今回も地域公共交通会議の中で考えております。公共交通事業者の方にも丁寧なご説明をさせていただいておりますし、また、今回の事業とは別に、地域の公共交通を考える上では、既存の公共交通事業者の皆さんとも一緒に進めていかなければならない事業でもございますので、そこは常に連携しながら事業を実施してまいっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

駅前の活性化につきましては、地域公共交通会議の中で直接議題としては出てきておりませんが、今後も地域公共交通会議開催いたしますので、駅前の活性化についてもぜひあわせて議論をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 答弁、いただいた中で、すみません、ちょっと広げるつもりはないんですが、ちょっと余り収束しないで地域間交通についていろいろ話してしまうんですが、先ほど、豊野方面というのももちろん私もお話を伺っていました。そういう意見があるなというのもあったんですが、同じように、例えば須坂、高山、小布施という須高の中で移動する

という手段が、実は電車以外のほうが広いので、そういったところを実はバスやタクシー等で結んでいただくような交通があったほうが実はありがたい、豊野の意見もあったんですけども、そういった意見も結構聞いていて、豊野の方面ですと、結局長野駅にしか行けないような形になってきてしまうので、余り魅力がないのかなということと、利用者が経済活動に関係するようなところにやはりきてしまうなということ、余りどうなのかなと思っていたんですが、須高地区のところでの広域で何か連携するとか、そういったところというほうが、むしろ求められているところもあるかなと思ったりするんですが、そのあたり、今後検討していくということはないでしょうか。

それが1点目で、あと、先ほど、豊野の方面に行かれるところに利用者に制限を設けていないというんですけども、地域間交通というのは、基本的に交通の弱者に対しての施策なので、むしろ逆に制限すべきだと思うんです。誰もが使えてしまうというのは、地域間交通としてももちろん大事なことなんですけど、優先して使える方というのは当然決めなければいけなくて、特に豊野に行かれるニーズがある方というのは、一般の企業にお勤めの方だったり、そういう方はたくさんいると思うんですけども、そこを拾うための地域間の交通ではないということがあると思うんです。なので、利用者には当然逆に対象を絞って制限をしていくべきではないかと思うんですが、このあたりどうお考えでしょうか。

3点目なんですけど、もともとこの地域間交通の関係の検討というのは健康福祉課でやっていたと思うんですけども、ちょっと企画になって発想が随分変わってきたなというところで、本来健康福祉、福祉の関係の観点からやっていくべきことではないのかなと思うんですが、現状の健康福祉課長はこのあたり、いかがお考えでしょうか。お答えいただきたいと思っています。

○議長（関 悦子君） 西原課長。

○企画政策課長（西原周二君） まず、須高地区に関する公共交通の取り組みをということですが、須坂市さんにつきましては既存の長野電鉄さんがございますので、さほど現在のところは考えていないというところがございます。高山村につきましては、かなり前になりますが、こちらもちよっと観光中心ではありますが、高山村さんと小布施町をつなぐバスを走らせたこともございましたが、こちらもちよっと利用者がなかったというようなことの結果が出ております。

豊野駅以外にも多数のご要望があるということなんですけれども、私が担当するようになってから、直接ちよっと把握しているのが豊野駅周辺ということのご要望が多かったもので

すから、今回そのようにさせていただいております。

2点目の、逆に豊野駅へのバスについては制限を設けるべきではないかということなんですけれども、公共交通の考え方として、福祉輸送という考え方と交通空白地輸送という考え方の2種類がございます。もちろん先ほどの答弁でも申し上げたとおり、最優先については福祉の観点が必要かと思っておりますけれども、いわゆる交通空白地、公共交通がない地区の交通についても考えなければならないということを感じております。

まちの魅力を上げることであるとか、子育て支援の一環としての公共交通という一面も必要なかなと思っております。今後人口減少社会の中で、いかに小布施町の魅力を上げ、多くの方に移り住んでいただくというようなことも含めて、公共交通というのもまちづくりの一つと考えておまして、いろいろな施策を進めているということでございます。

以上です。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） 地域公共交通につきまして、以前福祉課のほうで最初担当したという経過がありますけれども、そのときは確かに高齢者の足ということで、そちらのほうが一番優先という、弱者に対するというところで一応社会福祉課のほうで担当させていただきました。ただ、公共交通というのは、先ほど西原課長のほうも答弁ありましたように、観光、あるいは経済的なものとか、いろいろな意味で大変広く捉えなければいけない部分がありますので、そういった意味で企画のほうでということになったかと思っております。

実際に福祉の関係につきましては、例えば本当に車椅子の方だったり経済的な弱者だったりとかというものにつきましては、それなりの町の独自施策として福祉バスなり、それからボランティアさんを活用した地域の支え合いという中でこれから、今もやっておりますけれども、そういったところに対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 今回いろいろと申し上げましたが、基本的にはどういう地域間交通が組み上がっていくかが楽しみにしている面もあります。今回気になっていた点は、民間の経済活動に関して十分に配慮していただきたいなということが1点と、おっしゃっていただいたとおり、まちの魅力づくりということに関してなんですけど、結局は地域の住んでいる皆さんが幸せに暮らせることが地域の魅力づくりであって、外からみえる方が便利であるとか、そういうことは優先的には低いのかなということ、その辺は優先課題の順序についてはさっ

き言っていたいたんですが、それに留意して今後進めていただきたいなということを念を押してもう一回確認をしていきたいわけですが、その2点については意図的には伝わっていますでしょうか。

○議長（関 悦子君） 西原課長。

○企画政策課長（西原周二君） 議員ご指摘の件については十分理解をしているというふうに私は思っておりますけれども、そういった中で、もちろんこれは、事業によりまして既存の公共交通がなくなってしまうというようなことはあってはならないことだと思っております。いかに住んでいただいている方が使いやすい公共交通であるとか、その公共交通が魅力となって町に多くの方が訪れていただく、もしくは移り住んでいただくというふうなことを目指しまして、既存の公共交通事業者の皆さんとも協力しながら事業を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） それでは、続きまして2問目に入らせていただきます。

小布施町行政における働き方改革の進捗はということで質問させていただきます。

労働環境の改善は今や国全体にかかわる課題です。安倍晋三首相は2016年9月、内閣官房に働き方改革実現推進室を設置し、働き方改革の取り組みを提唱しました。働き方改革とは、一言で言えば一億総活躍社会を実現するための改革と言えます。

この一億総活躍社会についてなんですが、少子高齢化が進む中でも、50年後も人口1億人を維持し、職場、家庭、地域で誰しもが活躍できる社会とあります。今のタイミングで一億総活躍社会を目標に掲げた背景には、生産年齢人口が総人口を上回るペースで減少していることが挙げられています。労働力の主力となる生産年齢人口、15歳から64歳の範囲の人口のことなんですが、想定以上のペースで減少しているということになります。

働き方改革の大目的と概要は今お伝えしたような形なんですが、これらを実現されるためには3つの課題があるとされています。それが、まず1つ目に長時間労働、2つ目に非正規と正社員の格差、3つ目に労働人口不足ということで、これには高齢者の方の就労を推進していく必要があるなどということも含まれるわけなんですが、この3点についてなんですが、小布施町行政で現在どのように取り組んでいるか、進捗も含めてお示しください。

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

〔総務課長 田中助一君登壇〕

○総務課長（田中助一君） それでは、ただいまの小西議員のご質問にお答えいたします。

政府が進める一億総活躍社会の実現に向けて3つの課題がある。小布施町役場ではどうかというご質問だと思います。

まず、長時間労働についてであります。長時間労働につきましては、日本が欧米諸国と比較して労働時間が長く、サラリーマンは企業のために全てを犠牲にして労働する企業文化があり、公務員につきましても程度の差こそあれ同様の職場文化というものがあります。

小布施町における職員の長時間労働の実態であります。時間外労働、いわゆる超過勤務につきましては、課長職、いわゆる管理職の命令によりまして、超過勤務命令、休日勤務命令があります。それによって行われるということでもあります。

超過勤務時間は月15時間を上限としておりまして、15時間を超えるものにつきましては総務課長の合議が必要ということで、超過勤務時間の抑制を図っているところでございます。また、休日勤務は半日を単位として代休取得を促しております。

小布施町役場におきましても、15時間を超える長時間労働が一部の職員で見受けられます。平成28年度で申し上げますと、月平均8.8時間の時間外勤務を行いまして、総額2,162万円を支払っております。職員1人当たり平均22万5,000円、前年度よりは若干の減少となっております。年次休暇の取得状況につきましては、年平均6.9日、消化率は18.1%というふうになっております。

今後も計画的な職員の採用、事業の見直しによる仕事量の負担軽減やノー残業デーの実施なども検討しまして、国家公務員の法令を準拠としました小布施町の条例に基づきまして、職員が働きやすい職場の環境づくりを目指してまいりたいというふうに考えております。

それから、非正規と正規職員の格差であります。この格差の解消につきまして答弁をさせていただきます。

政府は一億総活躍社会の実現に向けた取り組みとしまして、働き方改革、先ほどから出ておりますが、これを推進しております。老若男女、障害や難病のあるなしを問わず、一人一人のニーズに合った納得のいく働き方を実現しようとするものであります。

非常勤職員につきましては、小布施町一般職の非常勤職員に関する取扱規程におきまして、嘱託職員、臨時職員、パート職員の3種の非常勤勤務職員を規定しております。賃金につきましては、本年度10月に予定されております最低賃金の改定に係る動きを注視しながら、本議会に補正予算案を提出させていただいたところであります。今後も近隣市町村の賃金の額を考慮しつつ、適正な価格の改定に向けて準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

さらに、2020年度から始まる会計年度任用職員制度、これを踏まえまして任用方法を検討し、今年度中には条例を改正する予定であります。

また、臨時職員を中心とする事業につきまして、民間の企業から提案がありました民間委託が可能であるとの提案の仕事内容、そういったものを精査して、可能とされる民間の企業への委託も含めて検討してまいりたいと考えております。

なお、この委託につきましては、事業を精査する中で自動化することも可能であることから、今後においてはI o Tの活用、あるいはA Iの導入の可能性も視野に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

3つ目の労働人口不足であります。労働人口不足の原因につきましては、人口減少に伴う少子高齢化であり、それに伴う労働生産性の低迷が深刻な問題となっております。また、国では高齢化に歯どめがかからず、2013年には25%、4人に1人が65歳以上でありましたけれども、2060年には40%の、2.5人に1人が65歳以上になる超高齢化社会が来ることが予測されております。

なお、小布施町につきましては、人口ビジョンによりまして、2040年度の予想として、国立社会保障・人口問題研究所の推計で42.8%が高齢人口となることが予想され、町の将来展望として34.7%、3人に1人を目指していくというふうにしてはおりますが、小布施町は高齢化が進んでいるというふうに言えると思います。

このことから、労働人口の確保は民間も官庁も急務となっております。公務員の定年制度につきましては現行60歳と定められておりますが、政府は2021年から段階的に3年に一度、1歳ずつ引き上げる定年延長を進め、2033年度には定年65歳とする方針で進んでおります。今後も国の動向を注視しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

小布施町では本年度、社会情勢や行政ニーズの急速な変化に対応するため、組織横断的なプロジェクトを幾つか立ち上げております。その一つに働き方改革のプロジェクトがあり、職員が町民の皆さんのために能力を十分に発揮できるよう、健康で生き生きとして仕事ができるような職場環境の改善、業務改善による生産性の向上、I o Tの活用や、将来的にはA Iの導入も見据えた働き方改革を目標に内部検討を進めております。

町としましては、国の改革とはこれまた別に、職員が意欲を持って働くことができ、組織の中でどの職員も活躍できる役場としていくために改善していくことが必要と感じておまして、現在のプロジェクトを進め、実施可能なところから改革を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 答弁いただきました内容に基づいて再質問させていただきます。

超過勤務については制限がされていて、15時間を超える場合は届け出をする、そういったところであったわけですが、長い勤務の方が一部見受けられるということでした。

9月3日に、本会議終了後に畔上監査委員より補足の説明をいただきまして、有給休暇を昨年度、29年度に全く取得していない職員が2名いたと。そして、全体としても有給休暇の消化率もとても低いということを伺っております。

長時間労働というのは非常に人間の健康に与えるダメージが大きいということは実証されていますし、実際に小布施町でも、うつ病と診断されている職員が長期休職されているケースが多数あるわけです。それが一概に全て長時間勤務によってということではないのかもしれないし、個人の特性が違うのかもしれない、そういう可能性もありますが、一般的には、やはり仕事の時間量が多いとなりやすいということが、少し前にもそういった働き過ぎの関係で自殺された報道等も多々あるわけですが、働き方改革とライフ・ワーク・バランスの観点から、ある程度有給の消化というものが必要であるかなということを考えています。

小布施町は土日祝日にイベントが多数あり、ちょっとお休みを一般の職員の皆さんとれないのではないかとということをお心配しているわけです。そして、保育士が小布施町は少ないということで募集をかけており、補正予算で募集の予算も一緒にしたわけですが、実際、町、保育士に限らず、小布施町の職員数は少なく、全国と同規模町村の人口1万人当たりの職員数というのが、全国の中でも小布施町はすごく下位のほうに入っているということがあります。人数が少ない分、結構いろいろとしわ寄せがあるのではないかなと思うわけですが、それも先ほどの非正規の部分も含めてなんですが、結局正規の一般職員の方たちの働けない部分を、どんどん低賃金で嘱託だったり臨時の方だったりパートの方にとということで分けていってしまっているのではないかなということが懸念されるんです。

同一労働同一賃金ということを掲げているのは、今基本的に国であったり、行政が一番そういうことはやりやすいわけで、民間がやる前にまずそれは模範として行政がやっていただくべきことだろうということを感じています。

ラスパイレス指数が低い中で、大きく貢献していたとしても、成果報酬として民間企業にすごくたくさん給料をいただくという機会があるわけではないわけですので、そのあたり、働きがいというところも検討して、賃金についても検討していただきたいなということは、条例で決まっているところであるわけですが、検討していただきたいなというのを含

めております。

町民のため、人のためということ、高い志をお持ちの職員の皆さんにとっては天職であるかもしれないんですが、働きがいという意味では、そのあたり、しっかりとケアしていかなければ、やはりいろいろと難しいところがあるんじゃないかなということを感じます。

そういったところも含めてなんですが、働き方改革のプロジェクトを設置してやっつけらっしゃるということで、実現可能なところから改革を進めるとおっしゃっています。今、現時点でどういったことが可能であるということは、今のお話しさせていただいた内容も含めてなんですが、どのようなところを検討していただいて、可能なものがあるのかなというところがあれば、ちょっとお教えいただきたいんですが、お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 総務課長。

○総務課長（田中助一君） 再質問にお答えしたいんですが、かなり多くの事項についておっしゃって、どこが答えていいのかよくわからないんですけども、まず、超過勤務の関係で、監査委員さんのご指摘もあって、2名の方が全然29年度とられていない、休職する方もいらっしゃるというような実態であります。こちらのほうにつきましては私も非常に気になりまして、監査委員ご指摘のお二人の方にお話を伺いました。休みがとれないのかという質問を投げかけたんですけども、決してそのようなことはない。逆に聞かれたことに対して、はあというような、そんな印象の回答でした。

とはいいながら、かなり、全然休まないのという話をしたところ、いわゆる夏期休暇ですとか、そういったものはとっていますよと。それから、いわゆる代休、これは代休制度は土日働いた分を休むので、休みにはちょっと数えられないと思うんですが、そういったものについて一生懸命休ませてもらっているというようなことで、特に自分たちが考えるようなライフ・ワーク・バランス、適当な休みをとって気分転換することも大切でしょうというようなことについてもお聞きしたんですけども、しっかり取得これからはしますみたいな、そんなようなお話でした。

職員が少ないという中で、臨時、パートが増えて、同一労働同一賃金という観点でいくと少しバランスが悪くなっているねというお話でしたけれども、これにつきましては、先ほどご答弁申し上げたとおり、国のほうでいわゆる制度改革をしようということが一つのお答えです。といいますのは、やはり臨時、パートの皆さんについて、しっかり職務の内容ですとかそういったものをきれいに整理しましょうと。整理した上で、きちんと臨時の皆さんには出ないボーナスですとか、そういったものも出しましょうというような制度改革をする中で、

一つの回答とすればそういったところがあるということでもあります。

また、職員が少ないということにつきましても、これは以前90名ほどだった職員が現在100名ほどになっております。今現在もご指摘のとおり、類似市町村の職員数と比べますと少ないという現実がありますけれども、ここら辺、また検討する中で、適正な職員数というものは求めてまいりたいというふうに考えております。

現在でも保育士の募集、あるいは、いわゆる福祉に関する専門職が足りないという現状ですとか、正職、事務職ですね、そういったものも足りないというような声も聞きますので、そういった面につきましては、事務の見直し等も含めた中で進めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、今、働き方改革のプロジェクトであります、ここ3回ほどまだ開いたばかりであります。その中で、いわゆる働き方改革というものがいろいろ、自分の働きやすい環境という点になりますと非常に分かれてきます。先ほど議員もおっしゃった、いわゆる休暇をとって伸び伸びするのがいいのか、あるいは本当に目標を決めてバリバリ働けるようなそういう職場、みんなで協力し合える職場がいいとか、いろいろご意見が出ておまして、今その整理をしているところであります。

とはいいながら、やはり先ほども申し上げたとおり、なるべく予算化ができるようなところを見計らって検討を進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

お願ひがあります。質問を絞って簡潔にお願ひいたします。

○4番（小西和実君） いろいろと多岐にわたってすみません。質問数が2問にしておまして、いろいろ詰めてしまって、分かりにくくて申しわけありません。

いろいろとお話しさせていただいたわけですが、ご答弁もいただきました。およそ進んでいく方向性というものを見定めてやっていただいているんだなということは感じられるわけですが、今回こういう質問をした理由は、いろいろとやはりうつの方がいらっしゃるとか、結構休みがとれていないなという意見を聞いたということもあったわけで、やはり組織の中で一番何が大切かという人と、人材というのは財産なわけです。職員の皆さんが本当に、今言っていたように伸び伸びと、あるいは目標に向かってしっかりと働いていただける環境づくりというものがやはり一番大事だなということを思っております。

その辺のところ、賃金であったり待遇であったりということも大事なのかなというこ

とで今回質問をさせていただいたわけですが、取りとめもない話になってしまうわけですが、結局としては、今後そういった、今お話しいただいたような形で働き方の改革、そういったところをしっかりと今後も進めていただける、そして、職員の皆さんの声に耳を傾けていただけるということを確認したいわけですが、そのあたりは当然そうだと思うんですけども、お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） それでは、お答えいたします。

やはりうつを発症したり、休みがとれないのではないかなというような、そんなようなご心配ではありますが、この点につきましてはおっしゃるとおり、今職場の現状といたしますか、そういったものも分析をしております。やはり同じ方向に向かってなかなか事務が進んでいないというような感覚を受けます。

いわゆる労働時間、先ほど超過勤務の話をしましたけれども、役場にいる時間というもの、いわゆるタイムカードから把握をしておるんですけども、同じ係の中に、非常に長時間いらっしゃる方、少ない方がいらっしゃいます。この中で、それが一概にすぐに問題ではありません。例えば、家庭内でいろいろな事情があって早く帰るということを皆さんが共有しながら、同じ方向に向かって、これは私がやろう、ここはお願いというふうな形で、同じ方向に向かって信頼関係を持ちながらできるような職場であれば、それはたとえ時間が違っても問題ではないというふうに考えておりますが、なかなかそういった点も難しいところがあるというふうに見受けられるところもあります。

ですので、今いろいろな方々の声をお聞きしながら、自分たちみずからそういったものを改革しようというプロジェクトになっておりますので、必ずそういう成果といたしますか、出てくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（関 悦子君） 以上で小西和実議員の質問を終結いたします。

◇ 小 林 茂 君

○議長（関 悦子君） 続いて、7番、小林 茂議員。

〔7番 小林 茂君登壇〕

○7番（小林 茂君） それでは、買い物弱者に対する総合的な政策についてお尋ねをしたい

と思います。

商店とか、あるいはスーパー等の閉店、あるいは郊外へ移転してしまったというようなことから、買い物に困るといふ人が増えていると。これは全国的な話でございますが、高齢者を中心に食料品の購入や飲食に不便を感じる方を買い物弱者、あるいは、ちょっとひどい言葉では買い物難民とか、あるいは買い物困難者というふうに呼んでいますけれども、法的に統一された定義というのは現在ないというふうに言われています。

そこでなんでありますが、最近使われているデータの一部の中に、農林水産省が試算している食品購入に苦勞する65歳以上の人というのは、2015年時点で全国で824万6,000人いるということを言っております。10年間で2割以上増えたというふうな報告をしているわけでありまして。その中で、65歳以上人口に占める比率というのは24.6%、この場合の定義というのは、一番近いところの最寄りの食品スーパーとかコンビニが自宅から直線距離で500メートル以上離れていて、しかも車を利用できない人というものを弱者として推計したということでもあります。

一方、経産省は全国で700万人程度いるんだというふうには報告しているものもあります。こちらは60歳以上で、日常の買い物に不便を感じているという人を集計したものだというふうに言っています。そのくらい全国では大勢いるということでございます。

別な観点から、買い物の困難さから食事の栄養バランスが偏って、低栄養などの健康被害が拡大していることが危惧されています。生活環境が悪化して、十分な栄養がとれなくなることを一般的にはフードデザート、食の砂漠というふうに呼んでいるんだそうでございますが、英国ではこのフードデザートのために毎年7万人の人が死亡しているんだと、年間3,000億円の国民保険費用が発生しているというふうなデータもあるというふうには報告されているわけでありまして。この辺については我々も余り気にもしていなかったところだというふうに思います。

そこで、急激な人口高齢化を迎えている日本において、高齢者の住環境というものの悪化というのは喫緊の研究課題であります。特に、多くの自治体は、このフードデザートということを十分認識していないということが最近盛んに懸念されているというふうな報道もたくさんございます。

以上のことから、買い物弱者問題は、単に今買い物に苦勞している方がいるとかいないとか、どのような手を差し伸べればいいのかという単純な問題ではない。徐々に押し寄せてくる住環境の悪化、あるいは将来を見据えた重要な課題として位置づけて取り組む必要があるわ

けであります。

買い物弱者対策というのは政策として総合的に取り組む必要があると思っております。次期町の総合政策にしっかり位置づけていく必要が、私はあるのではないかなというふうに考えております。

日常の買い物に不便を感じるか否かは、世帯の生活環境、あるいは家庭の状況、あるいは地域コミュニティというふうな状況によって異なってきますから、買い物弱者というのを正確に把握することは困難であります、一般的には今後もますます増えていくのではないかなというふうに推計されています。

そして、買い物弱者がなぜ増えるのか、どうすれば暮らしが支えられるのかは、地域でそれぞれ事情が異なるわけでありますから、対策もやはり地域に寄り添う必要があると思えます。丁寧な目配りと支援を国や自治体に求められているというのがそこにあるんだろうと思えます。

支援の方法には大きく3つあると言われていまして、住民に近いところに店をつくと。それから、2つ目は、家まで商品を届ける。それから、3つ目が、高齢者が家から店に出かけやすいようにするというようなものがあります。

その中で、やはり買い物というものの中には、例えば珍しいものが目に触れる機会があるとか、あるいは新製品とか、あるいは季節の先取りとか、そういった意味で、心身のリフレッシュに効果があるというようなことも期待できるわけでありまして、そんなメリットもやはり直接出かけるということは非常に大事じゃないかなというふうに思うわけであります。

買物の環境が一方で悪くなれば、例えば高齢者は外出の頻度が少なくなる。そういうことによって生きがいをなくしてしまう。それから、商店までの距離が遠くなると、特に高齢者については転倒とか事故のリスクが増えると。それから、食品の摂取の多様性が低下することによる栄養低下、それらによって医療費や介護費の増加の可能性というのが指摘されます。

そこで、小布施町の買い物弱者に対する総合的政策の現状と今後の対策についてお尋ねをするわけであります。

まず1点目でありますが、小布施町では買い物弱者というものに対する定義がありますか。あるとすれば、それはどんな内容でございますか。

2つ目は、仮に食品スーパーやコンビニが自宅から直線距離で500メートル以上離れている世帯が買い物弱者の対象とすると、小布施町では世帯数の何割ぐらいが該当するというふ

うに推定されますか。それらを推定することができればお答えを願いたいと思うのでありますが、ただ、一般的にコンビニと言われているのがちょっと問題でありまして、本来はここで言っている買い物弱者という中で言うなら、本来は生鮮三種、言ってみれば青果、それから鮮魚、精肉、こういうものが手に入るということが一番必要なことでありますので、果たして小布施町のコンビニがそれに該当するかどうかということになると非常に難しい判断だろうと思いますが、そうはいつでも、単純にそんなふうには推定したらどのくらいの世帯数が該当するのでしょうか。そういう質問でございます。

それから、3つ目は、買い物弱者に対する自助、共助、公助というような対応策があるんだろうと思いますが、現在具体的にやられていることがあるのかどうか。そしてまた、将来構想としてあるべき姿というのはどんなことを考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、4つ目はフードデザート、食の砂漠と言われているこの問題であります、この対応策というのは単に買い物弱者だけの課題ではないだろうと。もっともっと総合的にこれを取り組んでいく必要があるだろうと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

それから、住民の住居に近いところに店をつくるということになりますと、やはり都市計画の線引きそのものの見直しにまで波及してくるのではないかなというふうに思いますが、特区等を含めた取り組みというのを早急に検討すべきだろうと思いますが、その辺についてどのようにお考えでしょうか。お答えをお願いしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 永井健康福祉課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） それでは、ただいま小林 茂議員からのご質問にお答えいたします。

買い物弱者について、町として明確な定義ということでございますが、これについては明確なものは持ち合わせてございません。ただ、買い物弱者の定義、考え方につきましては、議員ご指摘のとおり、国の省庁においても見解が分かれています。

町としましては、これまで伊勢町のスーパーが閉店した際など、ご近所のご高齢の皆さんが買い物に不都合を来すとのことから、買い物支援バスを運行したり、買い物に特化した定義のもとではなく、地域生活交通の維持、確保に向けた取り組みとしてバス運行の試行などをしてまいりました。さまざまな施行を行う中、買い物に不都合をお感じの皆さんに対する対策は、共助のご質問で詳しくお答えいたします有償くらし安心サポート福ちゃん事業で支

援をさせていただいているところでございます。

次に、買い物弱者の対象数ということでございます。

直線距離で500メートル以上を明確に線引きし、カウントすることが困難ですので、スーパー所在及びコンビニの所在する自治会及びその自治会と隣接する500メートル以内に一部住居がある自治会は買い物にお困りでないと仮定しまして、自治会加入戸数で算定をしてみますと、おおむね500メートル以内には、全戸数3,806戸中2,174戸が含まれるという計算ができて、1,632戸が買い物困難世帯数というふうを考えられます。

ただ、自動車を取得、保有されているというような関係もございますので、免許保有者についても着目してみますと、免許保有者は8,049人で、人口1万1,019人に占める保有率が73.05%というようなことになってございます。したがって、1,632戸を買い物困難という世帯の中から、73.5%の方につきましては何らかの自家用車を保有するというふうに仮定することができるかと思っておりますので、全世帯の11.6%、440戸ほどが買い物弱者と仮定することができるというふうに考えてございます。

ただ、先ほど議員ご指摘の生鮮食料品を中心としたということになりますと、スーパーは1店舗でございますが、これはコンビニ、町内に3店ございますが、コンビニも含めた中で計算したものでございますので、よろしく願いいたします。

次に、買い物弱者に対する共助の支援策でございます。

町の現在の制度では、町社会福祉協議会が行う有償くらし安心サポート福ちゃんが対応しております。おおむね65歳以上の皆さんや、障害者で家族が近くにいない、もしくは身近に協力者を見つけれない皆さんを対象に、日用品の買い物やごみ出しなど、日常のお手伝いをボランティアの皆さんが支えているものでございます。平成29年度の活動状況は、延べ利用活動回数が153回、利用者数は8人でございます。

また、福祉基金事業として、町内在住の元気な高齢の皆さんに活用していただくための車両の貸し出し、これは車両貸出サービス事業というふうに呼んでございますが、昨年からは開始させていただいております。これは自助に当たる事業というふうに位置づけております。

議員ご指摘のとおり、超高齢化社会にあって、地域活動の主体的な存在として位置づけられる高齢の皆さんに、車両による移動支援活動等でご活躍していただける取り組みとして、あらかじめ運転者登録をしていただき、例えば病院や買物の送迎、仲間同士の研修、レクリエーションなど、さまざまな用途に利用できるものでございます。また、北信地域内であ

ればガソリン代も不要としているものでございます。

元気な高齢の皆さんが自身の自助とし、運転を行いつつ、仲間づくりに努めていただくとともに、共助にもつながる移動手段のない高齢の皆さんの買い物なども支える仕組みとしてこの車両を活用していただけるよう、さらに積極的にPRしてまいりたいと考えております。

そのほか、高齢者の生きがいをづくりに向けた取り組みとしては、地域包括支援センターが行う脳のリフレッシュ教室、全13教室や、お茶のみサロン、全11カ所で実施しております、などにより、地域におけるお互いの見守りを含めた共助の取り組みがさらに進むよう努めてございます。

将来構想としましては、さらに本年度から、町が委嘱した生活支援コーディネーターが中心となって、松村自治会で地域福祉の推進に向けた支え合いまちづくり勉強会を既に3回ほど開催してございます。

公助としましては、高齢者の移動支援のための利用助成、平成29年度では利用者が366人で約600万円を助成してございます。また、配食サービス事業のふれあい給食、これは平成29年度で利用者が57人、延べ配食数は7,884食となっておりますが、このような取り組みを進めさせていただいてございます。

なお、買い物や通院など通常の生活を営むための移動手段がない皆さんが安心して生活できるような取り組みでございますが、先ほども活発なご議論をいただいたところでございますが、公共交通網の構築を目指して地域公共交通会議で協議してございます。現在は、先ほど共助でお話ししました社会福祉協議会の有償くらし安心サポート福ちゃん事業や、タクシー助成券をご利用されて買い物をされている方もいらっしゃいますが、先ほど小西議員への答弁でも述べられたとおり、ますます高齢化が進展する中においては、買い物に行くために気軽に利用できる地域公共交通網の構築が重要と考えてございます。

次に、フードデザートに対する取り組みでございます。

この点につきましては、町としましてはこれまで認識していなかった現状がございまして、今までの栄養指導の取り組みについてお答えをさせていただきたいと思っております。

近年、高齢者の低栄養、それから虚弱、フレイルという問題が高齢者の生活の質を下げることが問題視されております。これらのことにつきましては、地域包括支援センターでの取り組みである脳のリフレッシュ教室やお茶のみサロン等の場で、高齢者の食について、幾つになっても健康でいられるために何をどのくらい食べたらいいか、基本的な知識から疾患

に合わせた食事についてなど、栄養士がお話をさせていただいてございます。

その他、自治会で行われております保健福祉委員の皆さんが開催していただく健康教室などでも、保健師、栄養士等がお話をさせていただいているところでございます。

また、高齢者健診や人間ドックを受診された方の中から、低栄養のリスクの高い人には個別に栄養指導を行うなど、個別の支援も今後充実させていきたいと考えています。

このように、食の環境がどうでありましても、まずは個人が健康を維持するためには何をどう食べればいいのか、食を選択する力をつけることに重点を置きまして、今後の高齢者の栄養指導の取り組みについてさらに研究してまいりたいと考えております。

5点目の住民に近い場所に店をつくるためにはということでございます。

ご質問の趣旨のとおり、食料品店などが地域ごとにあることにより、移動手段のない方も手軽に買い物に行くことができると思います。以前は集落内に生活雑貨や食料品の小売店がありました。誰もが車で買い物に出られるようになりまして、町外の駐車場の整備された店舗へ買い物に行くようになり、次第に地域の小売店舗がなくなっていったのではないかと、いうふうに推量してございます。

しかし、現在のように移動手段を持たない高齢の方々が増え、地域内、集落内への食料品や日用雑貨などの店舗の必要性が高まってきているとは思っています。議員ご質問の中にも、都市計画にかかわる部分のご提案等ございますが、どのような施設ということについて、具体的な部分、現行制度の中でも対応できるものがあるのかなというふうに考えてございます。

例えば、県が定める市街化調整区域の開発許可基準でも、一定の条件はありますが、飲食料品小売業や医薬品、化粧品小売業などが認められているところでございます。

この基準を上回るものについては個別案件として長野県と協議していくこととなりますが、まず、地域でどのような施設が必要で、どのような運営がされるのかということを確認することが必要と考えてございまして、そのようなお話をお聞かせいただきながら、本制度の活用が可能なものか判断をし、実現をしていければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小林 茂議員。

○7番（小林 茂君） それでは、私はこの買い物弱者というのは、もっと枠を広げた、要するに総合的な政策の一つだというふうに捉えていまして、そんな観点から再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の質問に対することではございますが、町としてはどういった人が買い物弱者か

定義はしていないということでもあります。この際、定義をぜひしていただきたいというふうに思います。そのときに、余り一般的なことで捉える必要はないと思うんですけれども、ぜひ定義をすべきだというふうに思います。

答弁の中で、地域公共交通というようなこともございましたが、後でまとめてこの辺については触れたいと思いますが、それで、2つ目の町の中で今どのぐらい推定されるのかということでございますが、私も小布施町の地図の中に半径500メートルで円を描いてみました。この円よりあと1.5倍伸ばせばかなり変わるなと思ったんでありますが、したがって、500メートルを600メートルにしたらだめなのか、750メートルにしたらどうなるのかということはやはり考えるべきであって、そういう中からやはり定義をすべきだと思うんです。それに対してどうするかということをやはりやるべきだというふうに思います。そういった意味で、まず最初の質問は、きちんと定義すべきだというふうに思います。

それから、2点目については子細な回答がございました。私もほぼこんなところかなというふうには捉えてございます。

それから、3点目の買い物弱者に対して、現に買い物弱者に対してどういう対応をしているかということについては答弁のとおりだと思います。しかしながら、将来構想についてお尋ねしているわけでありますので、そのことについては、やはりあるべき姿はこうであるというふうな考え方をぜひ持っていただきたい。こういう人がいるから現在こうやって対応していると、それはもう当然のことでもあります。そのとおりでございます。もっとどの部署でやるべきかも含めてこのことについては考えるべきじゃないかなと。この辺についてどのように考えておられるのか、答弁をお願いしたいと思います。

それから、4番目のフードデザートの問題であります。この問題については、やはり健康福祉部門でどうのこうのというふうにするべきではなくて、もっと総合政策の中できちんと捉えていくべきであろうというふうに考えます。そういう意味で、将来この辺についてどんなふうを考えていくのか、もうちょっとあるべき姿を含めて答弁をお願いをしたいというふうに思います。

それから、5番目の線引きの話に触れたんでございますが、確かに答弁にありますように、現状の中でのできることも当然あるんでありましようが、しょせんこれらは民間の事業者に頼ることしかできないわけでありまして、採算がとれなければ、仮にいいところがあったって、それで店を閉めてしまえば終わりでございます。

そんな意味で、私は、公共交通を含めてでございますが、私の考え方は、こんな小さな小

布施町の中で考えるのではなくて、近隣もやはりちゃんと巻き込んでこういうものを考えるべきだというふうに思います。

例えば、小布施町の境にはやはりスーパーマーケット、中野市にはあります。でも小布施町のほうがよっぽど近いんであります。そういった意味で、やはりそれは中野市だから関係ないという話ではなくて、それだって小布施町の一部だよ。では、どうやって活用するかということを考えるべきでしょうし、千曲川の橋を渡ったらやはりスーパーもございます。だったら、どうやってあそこまでうまく使って使えるようにしてあげるかということも、それも一つの考え方でございます。こちらから行けば、松川を渡ればすぐコンビニもある。だけれども、あれは須坂市だからうちには含まれないんだという話はどうかなというふうに思います。

最終的に、質問をまとめて、最後の質問であります。生まれてから死ぬまで、私たちは簡単に家を引っ越すことはできないのであります。そういう意味で、そこに生まれて死ぬまでここでよかったというふうな住環境をどうやってつくってあげるかということは、単に車があるとかないとか、あるいはバスがあるとかないとか、そんな話ではないと思うんです。もっと総合的に考えて住みやすい住環境をつくってあげる、そのことがそこに住む人の幸せにつながることでありますので、あるべき姿というのはいっとも広域で考えるべきだというふうに思います。これが4つ目の再質問であります。

○議長（関 悦子君） 永井課長補佐。

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） ただいま小林 茂議員からいただきました再質問、非常に総合的な政策ということでございますが、最初に、定義からでございます。

定義につきましては、地域公共交通を考えるとときなどにつきましては、駅とか、それからいわゆる路線バスのバス停からの距離というものが課題になりまして、交通の空白区域などが定義されてきてございます。買い物につきましても、町内のスーパー、それから町内のコンビニのみにこだわることなく、円を描いてみればもう少し様子が変わってくることも、確かに大島からほど近いところにコンビニ等ありますから、変わってくるころがあるかなというふうに考えてございます。

定義につきましては国のほうでもさまざまな考え方がございます。それらを十分に町内においてどのような形で見ればいいのか、検討する必要はあるというふうに考えます。

また、弱者対応という部分でございます。これらについても将来のあるべき姿、どの部署でということでございますし、フードデザート、それから都市計画の線引きなどにつきまし

では、最後、住んでよかったと言われる環境づくりにまさにつながる個別の問題になるのかなというふうに考えてございます。

住んでよかったと言える環境づくりにつきましては、小布施町では、まずここにお住まいの方が増えていただくことによりまして、経済的な事業者のメリットも生まれてくるというふうに思っておりますので、まず、町内に住んでいただく方ということで、さまざまな政策が現在進められているというふうに考えてございます。

こういったことから、都市計画に係る建設水道課、それから将来的な構想を練ります企画政策課、それから買い物、ご高齢の皆様を中心とする福祉的施策を担う健康福祉課一体となって、今後検討をさせていただく必要があるかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小林 茂議員。

○7番（小林 茂君） 先日、農林水産政策研究所というところが出している日本中の食料品のアクセス困難人口の割合というのがありまして、それの中の長野県の版を眺めていたわけですが、その中に、やはり75歳以上というような特別抜き出した地図もあるわけでありまして、そんなのを眺めていますと、やはり人の住んでいるところが全て困難者が発生するんだというように見られるわけでありまして、大変大きな問題だと思う。

最後に一点だけ質問でございますが、先ほども触れましたこの問題というのは、次期町の総合政策にやはりきちんと位置づけていく必要があるのではないかと思います、その点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 町長。

○町長（市村良三君） ありがとうございます。再質問、最後についてお答えを申し上げます。

買い物に限らず、高齢化がどんどん進んでおります。そういうことを一体的とした総合計画に盛り込みなさいというご提言でございますので、私たちそれぞれの立場で、先ほどの公共交通にしてもそうですが、それぞれの課とか、そういう立場でお答えを申し上げますけれども、こういう小布施町にとって、あるいは日本にとって大きな問題というのは、部課を越えて横断的などころできっちりともみながら、総合政策に盛り込んでいきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 以上で小林 茂議員の質問を終結いたします。

◇ 小 林 正 子 君

○議長（関 悦子君） 続いて、13番、小林正子議員。

〔13番 小林正子君登壇〕

○13番（小林正子君） 質問に先立って、まず、このたびの台風21号による暴風雨により家屋や附属施設、また梨、ブドウなど果樹、中でもリンゴの落下による被害は多大となりました。心からお見舞いを申し上げますとともに、町は既に対策を講じておられるところですが、被害の実態の把握と必要な救済措置を早急に要望いたします。

通告に基づいて2点質問してまいります。

1点目、小布施橋の塗装を早急を実施し、長寿命化の対策を求めることについて質問いたします。

毎日小布施橋を通過して長野市の会社へ勤めている女性から、小布施橋の塗装が剥がれ、鉄骨がむき出しになって、そこのさびが激しい。この場所で何かあったら自分の車は大丈夫だろうか、ここから落ちたら命は助かるかなと考えながら毎日渡っている。冬などは特に心配が強いとお声が寄せられています。

私も同じ経験があります。冬場はこわごとと通勤していました。塗装が塗りかえられたときは、これで安心と思ったことを思い出します。不安を感じながら小布施橋を渡って通勤したり、畑に通ったりしている人は大勢います。安心・安全な環境整備が求められます。これは町行政の仕事です。そこで、具体的に質問します。

1つ、小布施橋の塗装の塗りかえは2004年に行われ、その後15年がたちます。2010年、2013年も塗りかえを求め質問しましたが、そのときは既に塗装剥離が目立ち、それからさらに5年、ますます剥離は進み、冒頭に紹介しましたとおり、通行に不安を感じる痛々しいほどの姿になっております。

これまでの答弁は、県の須坂建設事務所に問い合わせた結果、20年に一度のサイクル、いつ塗装するかは未定というものでしたが、塗装が剥離して鉄骨の地肌がむき出しになって、さびが進行していくのを放置していいはずがありません。

小布施橋の塗りかえはいつ行うか、県の明確な計画でいつになるのかお答えください。また、その塗りかえの事業は小布施橋の全体について多年度で行われるのか、あるいは区間を限って複数年度になるのか、答弁ください。

2つ目として、1968年、昭和43年に全面供用開始され、ことしちょうど50年になりますが、

着工してから完成までに3期12年かかっています。一部区間は60年以上経過しています。道路橋は、50年を経過した橋はかけかえの予算請求ができた時代がありましたが、高度成長期にいわゆる永久橋化が全国で進んで、それら全てを50年でかけかえるのは現実には無理で、既設の道路橋の長寿命化が今後ますます重要になっています。

ちなみに、小布施橋の一つ上流の村山橋は1926年、大正15年の完成で、2009年にかけかえが完了しています。実に83年使用されたこととなります。同じころ、1925年に完成した下流の立ヶ花橋は、高速道アクセス道路とするために、70年後の1995年にかけかえられています。

言うまでもなく、小布施橋は町民と近隣地域住民の生活にとって大変重要な橋ですが、960メートルという長大な橋でもあり、おいそれとかけかえが実現するとは考えられません。また、千曲大橋という大きい新しい橋の建設構想についても、10年、20年で急に建設が実現するとは考えにくい状況です。そのためにも、小布施橋にとっては、特に長寿命化の対策が必要であり、中でも塗装の塗りかえは長寿命化の基本中の基本であると考えます。

町は小布施橋の長寿命化に対してどう考えているか、その中で塗装塗りかえの必要をどう認識しているか、答弁ください。

3つ目として、小布施橋は町に入ってくる西の玄関口であり、町民と地域住民にとって日々重要な生活道路であります。塗装の劣化と剥離が長い年月放置されて、さびが進行して、事実上橋としての強度が劣化するに任せている現状に対して、町民からは不安とともに、情けないという声さえ聞かれます。この情けないというのは、町が県に対してしっかり塗装塗りかえを要求しているのかどうかということと、しっかり要求していても事業計画が示されないことへの情けなさであります。このままでは小布施橋の何か大きな事故につながるのではないかと。平成27年に点検があり、構造上は問題ないとの結果の報告であったとのことですが、大きなインフラの事故は、どれも事前の点検時に問題なかったとされて起きています。

素人の目で見ても不安を感じさせる小布施橋で、事故が起きる前にしっかり補修、改修してもらい、その基本である塗装の塗りかえを県に対して強く要望していただきたい。これは住民の皆さんからの要望でありますので、答弁をお願いします。

4つ目として、道路橋の長寿命化と塗装の効果が注目される中で、最近、塗装剥離部分の部分塗装についても長寿命化に効果があると言われていています。名古屋大学の都市環境学教授の山田健太郎先生の「鋼橋の長寿命化における塗替え塗装の重要性」という論文の中でも紹介されております。また、国土交通省国土技術政策総合研究所は、鋼道路橋の部分塗替え塗装要領を発表しており、その中で、塗膜、塗装面です、塗膜は種々の要因により、一般には

一様に劣化せず、限られた範囲で劣化が進行することが多いと指摘しています。

また、小布施橋の状態です。さらに塗膜の劣化がほかの部材や部位等に広範囲に広がって、全面的な塗りかえを行う状態となるまで放置しようとする、その限られた範囲で腐食が顕著に進展し、橋の安全性の低下を招くなど重大な影響を及ぼす危険性があると指摘しています。

そして、全面的な劣化や腐食の進行速度は一般的には遅いが、部分的な劣化や腐食は金属表面の状態の不均一、あるいは環境の不均一によって特定の部材または部位の集中して生じる現象であり、腐食箇所が弱点部分に固定化されるため、腐食速度が全面腐食に比べて著しく増加する。一般に腐食による損傷が問題となるのはこうした部分的な集中腐食であるとし、品質の高い小規模の塗装が行える部分塗りかえ塗装を実現することで、橋全体の健全性を合理的に保持するとともに、橋の長寿命化にもつながるとしています。

小布施橋で、目視で塗装劣化が一目瞭然なのは、トラス橋の左右を上部でつなぐ橋門構と呼ばれる部位の両端ですが、ここだけでも早急に塗装を施すよう求めます。その際、国土交通省の部分塗装要項に沿って、さびを落として、鉄骨鋼材の表面をしっかりと調整した上で、品質の高い塗装を行うよう求めています。この部分塗装を早急に行うよう、特に小布施橋でも兩岸側よりやや細くなる区間、本流部分にもかかる橋の塗装剥離が激しいので、全面塗りかえが行われた後も、剥離部分は部分塗装を随時行うよう求めています。

答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 小林正子議員の小布施橋の塗装を早急に実施し、長寿命化対策を求めるのご質問にお答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、小布施橋は一級河川千曲川にかかる小布施町西側の大切な玄関口であり、主要地方道豊野南志賀公園線の橋梁として県が架設、管理をしております。

ご質問、ご要望につきまして、4点につきまして、小布施橋を管理しています須坂建設事務所へ問い合わせをいたしました。須坂建設事務所からは、橋梁の点検については、平成26年度の道路法改正により5年ごとに法定点検を行うことになっており、小布施橋の直近に実施した点検、これは平成30年、本年1月に実施をしておりますが、その点検結果で、塗装については橋梁の機能に支障を生じないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい

状態と判断されております。また、その他の箇所、上部構造等橋台や橋脚の間に設置する部分、支柱や橋脚の一部では橋梁の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態の部分が確認されましたので、この部分について早期の修繕実施に向けて進めてまいります。今後も5年ごとの法定点検結果に基づき、適正に管理し、長寿命化に努めてまいりますとの回答をいただいております。

町としましても、町民より心配している声があることを橋梁、道路管理者であります須坂建設事務所のほうへ伝えてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 一番最初の全面塗装が行われるのかどうかという点についてはどのような答弁だったのでしょか。まず最初にそこからお答え願いたいと思います。

それと、小布施町としては、この小布施橋の長寿命化についての認識をどのように考えているのか、その点での答弁もありませんので、ぜひその辺のところ、どういう認識でいるのかについても答弁ください。

それと、塗装劣化、塗装の部分なんですけれども、橋梁の、私も共産党の長野県議団のほうからの問い合わせで、来年修繕、修理の設計については、31年度にやる。それと、その修理の設計以後の修理については、そのものについて設計ができた段階で予算化を予定しているというようなこともお聞きしていますが、その中で、やはり一番大事なのは、修理の設計に当たっての小布施町からの要望です。強い要望があるというところをきちんと要望として出していただきたい。ただ問い合わせだけではなく、要望をきちんと出していただきたいと思いますが、その点での答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えをさせていただきます。

1点目の全面塗装についての考え方でございます。

議員ご質問の中にもありましたように、約15年ほど前に小布施橋を600メートルを全面塗装を行っております。その際にかかった経費が約1億円ほどとなっております。現在、物価等の変動によりまして、全面をやるとすれば2億円以上の経費がかかるという回答もいただいております。そのような中で、県のほうでは、現在の状況では全面塗装はできない状況にあるという回答をいただいているという状況でございます。

2点目の、町として小布施橋の安全性をどういうふうに認識しているかというご質問だと思います。

町としましても、実際に橋梁点検等を県で行っておりますので、その結果を見て判断するしかないというふうに考えております。ただ、それが全てということではないかとも思っておりますので、機会を捉えながら、一層安全に対策を講じていただきたいということについてはお話をしていきたいというふうに考えているところでございます。

3点目の、修繕設計が平成31年に県のほうで実施をするということでございます。

先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、今回この設計等につきましては、支障が生じている2カ所についての設計だと思われませんが、議員から細かいご質問等、内容等のご説明もいただいておりますので、その部分につきましては県のほうにお話をする中で、可能な限り対応できればしていただきたいというふうをお願いをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 塗装については、あれだけ劣化部分があって、それでさびも出ているという点で、本当に鉄骨部分の穴あきなども見られてきている状況にあるので、そういう点では、そこまで放置しているということは、長寿命化を本気になって考えているのかどうか。県の31年度の長寿命化計画の中では、小布施橋はランクAになっていたというふうに私は思っているんですけども、そういう点でも、ランクAになっているにもかかわらず、ずっと放置されてきているという点では、かなり金額的に予算がのすということはあると思うんですけども、それは大変な予算になるとは思うんですけども、でも、そういう点ではきちんとやっていくべきことではないかと思います。

町民の安心・安全、それから住民、そこに来る方たちの、小布施橋を通ってくる方たちの安心・安全にもつながりますので、そういう点では、事故が起きないようにきちんとした対策をとるということは大事なことだというふうに思っております。

そういう点で、先ほども、最後の部分で今、国土交通省国土技術政策総合研究所の鋼道路橋の部分塗替え塗装要領というのがありますけれども、その塗りかえ要領のとおりきちんとした塗装というのか、部分塗りかえでもいいので早急にやるように、その辺のところ要望を出していただきたいと思いますが、そういう点での答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 橋梁の塗装の傷んでいる部分について、塗装要領を、国で定めるそういう要領に基づいての塗装の実施という点でございますが、実施主体があくまでも県になります。その旨はこちらのほうから、そういう要領に基づいた対策を講じていただき

たいという旨は伝えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 県に伝えるだけじゃなくて、小布施町としての要望という形できちんと強い立場で言っていただきたいと思います。再度答弁をお願いします。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 要望書という形ではありませんが、しっかり強い意思を持って県のほうに伝えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（関 悦子君） 13番、小林正子議員の質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩いたしたいと思います。

再開は午後1時の予定でありますけれども、放送をもってお知らせしたいと思います。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（関 悦子君） 再開いたします。

休憩前に続き会議を開きます。

13番、小林正子議員。

○13番（小林正子君） 2点目の質問に移ります。

除雪区域を抜根的に見直し、拡充することを求めて質問します。

昨年の豪雪は町にとっても町民生活にとっても大変な負担となりました。まさに災害と言えるほどの豪雪でありました。こうした経験を踏まえて、町が行政として行う除雪の実施対象区域の抜本的な見直しを求めて2点質問します。

まず1点目、国道403号の歩道とその陸橋部分の歩道の除雪については、県が管理すべき区域なので、県へ要望していくとの平成26年12月議会での答弁でしたが、その後、昨年、29年、豪雪地を含めて陸橋部分の除雪は行われた形跡はありません。県に要望してどのような対応を得ているのか。以前、歩道については自治会に備えたハンドロータリー式の除雪機で各自治会に除雪を依頼したことがあります。特に集落に面していない国道陸橋部分は、自治会に依頼するのではなく、特段の除雪対策が必要です。町として県に行った国道歩道の除

雪要望に対する県の対応と、町は国道歩道、陸橋の歩道について今後どのような除雪対策を講じていくのか、答弁ください。

2つ目として、私が小布施町に越してきたときは30代の初めでした。隣近所の人が集まって、隣組ですね、子供たちの学校へ登校する前に、除雪してある道路まで雪かきをしたものですが、今はその子供たちが40代、50代となり親元を離れて、70代、80代の親世代だけが地域に残って生活しています。農村部でも団地部でもそうした居住の実態があります。

一口に高齢化といっても、高齢の親世代のみの居住実態は、特に除雪には大変な困難となります。町としては、子供たちの通学路を中心に、重要な生活道路を町の除雪区域とし、あとは住民みずからによる個々、あるいは共同での除雪によっていたのですが、その住民による除雪が大変困難になってきており、住民による除雪困難区域は年々拡大しています。

そうした住民による除雪が困難になったところを、町がこれまで業者に委託してきた除雪区域に加えていただきたい。どこを除雪区域とするかは、まずは住民や自治会から申告、申請を受ける、あるいは町が実施している道路パトロールによって、住民による除雪困難とチェックされた区域についてであります。住民個々や助け支え合っでの除雪、あるいはボランティアを募っての除雪も呼びかける一方で、除雪困難区域の行政による除雪拡充を切に願うものであります。

今年度のこれからの除雪体制と除雪区域の検討に、ぜひ住民による除雪が困難となっている区域を加えて拡充されることを求めます。ご答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、小林正子議員の除雪区域の抜根的な見直しについてご答弁申し上げます。

最初に、国道403、陸橋部分の歩道の除雪についてであります。

現在、長野県では、町内の県道、国道の歩道の除雪につきましては、県道では主要地方道豊野南志賀公園線の小布施橋の歩道、県道村山小布施停車場線の小布施駅前から栗ガ丘小学校、須坂警察署、小布施町交番までの歩道の除雪を行っております。

県管理の国道403号については、除雪は車道については行っておりますが、現在歩道の除雪は行っておりません。国道403号の上町、中町、伊勢町の地区の歩道、県道中野小布施線の松村、中町地区の歩道については、地元から除雪の要望が出されている状況でございます。

ご質問にあります国道403の陸橋部分の歩道の除雪については、平成26年12月ですか、ご

質問いただいて以来、毎年11月に開催いたします除雪依頼事業者さんとの会議の後に、須坂建設事務所にお伝えしてきておまして、県からは次のような回答をいただいております。

歩道の除雪は、積雪地域において冬期歩行者空間の確保を目的に実施しています。現在実施している区間以外にも多くの地域から歩道除雪のご要望をいただいているところですが、車道除雪の距離が多く、財政的にも労力的にも限界があり、対応することは困難な状況です。このため、地域の道路アダプトシステムや地域住民の協力により、歩行者空間の確保に取り組んでおり、平成26年度以降は歩道用小型除雪機を増強し、アダプト団体への無償貸与なども行っております。除雪の状況についてご理解をいただき、町や地域における歩道除雪についてご協力をいただけるようお願いいたしますとのことでございました。

したがって、財政的な面、労力的な面で非常に難しい状況ということで、当面県による除雪は難しいと思います。

県の回答で申し上げました道路アダプトシステムでございますが、住民等の活動主体と長野県、小布施町の三者が相互に協定を結び、県が除雪機や融雪剤などを活動主体に提供、貸与し、住民等の活動主体が除雪を行い、町は県と活動主体の連絡調整、あるいは融雪剤の提供等を行うということになります。

住民団体等の皆さんによる除雪も道路アダプトシステムでの除雪も一つの方法でございますが、議員ご指摘のとおり、陸橋を特定の自治会にかかわる道としては位置づけられず、この方法での実施は難しいと考えております。

ところで、ご説明いただいて、この陸橋の歩道の利用について、実際どのくらいの方が利用されているかということ、特定の日時でございますが調査させていただきました。調査は先週の水曜日から金曜日の3日間、通勤、通学の時間帯であります午前6時から午前8時半の2時間半、この陸橋の利用状況を調べました。

最初の日が、北から南に向かう、要は須坂方面ですが、中学生が2名、一般の方が2名、逆に中野方面へ向かう方が高校生が1名、一般が1名の計6名でございました。2日目は、須坂方面に向かう中学生が1名、一般は5名のこれも計6名、逆に中野方面へ行く人はいませんでした。3日目は、須坂方面に向かう人が、中学生が2名、一般の方が2名、逆に中野方面には高校生が1名ということでありまして、通勤、通学時間帯での利用者は1日5名から6名ということでありました。この時間帯の利用者が1日5人から6人という比較的少ない人数でありますので、県に改めてこの除雪の実施を要望していくのは非常に難しい数字であると考えております。

したがいまして、冬期も陸橋の歩道を利用する人が、除雪で歩くのが非常に困難な場合、特定の、いわゆるアダプトシステム等ご利用できませんので、町といたしましては、陸橋の北側起点と南側起点の区間の移動を陸橋ではなく、陸橋の周辺に町道がございますので、その除雪をしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

周辺の町道につきましては、小学生の通学路となっている道がほとんどでありますし、除雪の対象路線になってきております。現在もできる限り早い時間での除雪に努めてきておりますが、今年度は除雪ご協力いただける業者が3業者ほど多く確保できる見込みでありまして、こういった業者数の増も踏まえまして、できるだけ早く町道の除雪を行って、通勤、通学される方が、ちょっと陸橋は通れないんですが、そこを通過して目的地に行けるように確保していきたいと考えております。

次に、抜本の見直しということがございます。高齢化によりまして除雪困難地域が出ていますので、抜本的な見直しを行ったらどうかということでもあります。

除雪を行っている町道の距離でございますが、平成3年度、大分古くなるんですが、その当時は60キロメートルでありまして、平成14年、約10年ほどかけて6キロ増えて66キロになっております。ただ、昨年度、平成29年度は89キロメートルで、この直近の15年間に23キロメートル、平均すると1年間に1.5キロほど除雪の延長をしてきております。

この除雪の路線が非常に延びている主な要因でございますが、自治会の皆様からの、特に地区内道路の除雪の要望にお応えしているということでもあります。要望される理由は、今ご指摘がありましたとおり、高齢化によりまして体力が衰えて、なかなか自宅周辺の道路の除雪が困難であるというもの、あるいは、新たに宅地造成が各地区造成されておりますので、こういった新たにできた区画内の道路の除雪ということでもあります。

除雪は町施設の駐車場を含めましておおむね午前中には終わることを目安としておりますが、除雪の状況、降雪の状況によりましてはお昼、あるいは午後までかかることもありまして、昨今はなるべく早く除雪を行うようにという要望を多くいただいているところであります。

今年度は、先ほども申し上げましたが、3社多い除雪事業者の確保が見込めますので、少しでも早い時間に除雪を終了できればと考えているところであります。現在確保できる除雪事業者の数と除雪路線の長さ、距離を踏まえ、目安といたしますおおむね午前中、できればお昼前には除雪を終了していくためには、除雪路線の拡大につきましては、やはり慎重に対応していくことが必要かと考えております。

平成29年度の町政懇談会でもお願いいたしましたが、町民の皆様には、路上に車を置かないこと、また、道にはみ出ている枝などを切っていただくこと、さらに排雪場所の提供等、除雪をする事業者さんがスムーズに除雪を行える環境づくりにご協力いただければと思っておりますし、さらには、議員もおっしゃいましたが、除雪が可能な、除雪ができる若い方々を中心に、自治会内の道路については力を合わせて除雪を行っていただければと思っております。

各自治会で組織しております自主防災会、これは地震等の災害の発生時に開設を行うものでありますが、先ほどもご指摘のとおり、降雪も一つの災害として捉えていただきまして、自治会の隣組などを中心に、ぜひ除雪体制の構築に取り組んでいただければと思うところがあります。

10月には町政懇談会を予定しております、その中で、自治会におけるひとり暮らし老人や高齢者、子供の通学路の確保に向けた除雪体制についても、地域住民の皆さんが取り組む支え合い活動の一環に掲げてほしいということで、この懇談会におきましてもお願いする予定でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 何点か再質問させていただきます。

まず最初に、国道403号の歩道、陸橋部分の歩道についてですけれども、現在五、六人の方が利用されている程度なので、県に対しては申し込みができない数値と言えるところなんですけれども、五、六人だからできないのか、100人ならできるのか、その辺のところ、それで、この部分については、以前、20年くらい前には、孫が高校に通学しているので、この道を通らなければ通学できないのでということで、ハンドロータリー式の除雪機を使って、おじいちゃんが一生懸命除雪していただいた経験がありますけれども、ここをどうしても通らなければならない人がいるということについては、やはりきちんと除雪をしていく必要があると思うので、再度答弁をお願いします。

それと、町の業者へ委託してという、現在本当に高齢化が進んで、今まででしたら除雪してある場所まで隣組単位で除雪をしてきましたけれども、それが隣組全体が高齢化をしてきてできなくなってきている部分というのは、かなり小布施の町の中にもたくさん出てきていると思われまので、そういう点では、やはり小布施町が道路をチェックして歩いたりとか、それと、この地域は小布施町全体で今学生さんがいろいろ回って歩いて、大体調査をしてい

ますよね。そういうところでも、ここは高齢化率が高くなってきていて、そういうことが難しいんじゃないかというような地域というのは見られると思うんです。そういう地域も、やはり町が業者に委託している除雪地域という点では、そこに組み入れていただくということもぜひ考えていただきたいと思います。

私自身は、本当にボランティアでやっていただく方とか、そういう方たちがたくさん出てきて、町内会の中でも皆さんが協力し合ってやっていく、協力し合ってやっていくことについては私も異存はありませんけれども、もうそれもできなくなっているという高齢化社会というんですか、そういうものが増えてきていますので、そういう点での考慮というのはやはり必要だと思います。そういう点で再度答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） 最初の5人、6人という、ちょっと回答の仕方が申しわけなかったんですが、県がやはり非常に多くの要望を受ける中で、いわゆる頻度を一つの除雪をするときの目安にするわけです。やはり2時間で5人、6人という、比較的少数だからといって除雪をしなくていいということではなくて、県とすると、お聞きすると、やはりいろいろなところから要望が出ている中で、やはり基本的には利用者の多い歩道を中心にやらざるを得ないだろうと。

当然また要望は毎年行っていきますが、そういった意味では、5人、6人でしたよということで改めて県に要望しても、なかなかこれがすぐ除雪に結びつくのは難しいと、そういう意味でお答えしたつもりでありまして、5人、6人だから除雪しなくていいということではないんですが、実際に県の考え方というのは、やはり順番というか、見ていくと、より多くの方が利用する歩道を中心に除雪を行っていくということでもありますので、なかなか今までやってこなかったと、それをひっくり返すとすると、議員さんおっしゃったみたいに100人、200人通っていればそれは一つの理屈になるんですけども、なかなかそういう意味では、5人、6人というのは難しいなということでお答えしたつもりでございますので、お願いいたします。

あと、除雪路線ですが、高齢化に伴う拡充であります。今申し上げましたとおり、毎年やはり区間とすると1.5キロ区間、延びているわけです。これは主には、やはり地区の自治会の方から、今議員さんおっしゃった、やはり高齢の方が非常に多いという中で、そのご要望にお答えして、この15年間で26キロ増えてきているわけでございますので、そういう意味では、ある程度高齢化している地域の除雪というのに対応してはきているわけでもあります。

28年度から29年度にかけましても、700メートルほどそういった地区の道路延びておりますし、歩道も200メートル延びているわけです。できる限りそういった住民の方の要望にはお応えしてきているところであります。

ただ、今申し上げましたとおり、やはり業者の数ですとか、あるいは時間的な問題もありますので、余り全てにお応えして、除雪の終わる時間が午後2時や3時になっても困るわけです。ただ、おっしゃったとおり、実際に高齢化が進んで、なかなかできない地区がこれから増えていくだろうと思いますが、町が全く除雪したときは全体的にパトロールするんですが、基本的にはご要望に今までお応えしてきておりますので、新たにどうしてもそういう高齢の方がどんどん増えていくという地区があれば、やはりこれはまた自治会のご要望も当然お聞きしていく中で、個別に対応はしていかなくてはいけないと思いますが、基本的には、去年の段階である程度ご要望にはお応えしてきているつもりでありますし、やっているわけでありませう。

ですから、今後どうしてもそういった路線が増えたときにどうするかということも考えなくてはならないんですが、拡充ありきということではなくて、個別のやはり状況において、業者さんの数もことしは3業者増えるんですが、そこらもどの程度活用できるか、そんなことも踏まえて、できる限り足の確保には努めていくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 以前の除雪というのは、本当に人が歩いていたところを除雪するので、隣組の人たちが集まって除雪するにも楽だったんですけども、最近は車社会になって、圧雪されたところを除雪しなければならないという点で、余計に、年齢が高くなって除雪に参加したために1週間寝込まなければならなくなったとか、そういうような人たちも増えてきているんです。やはりそういうふうにならないためにも、今の除雪というのは昔と違って、本当に圧雪された雪を片づけなければならないというのが除雪の仕方なんです。だから、そういう点でもやはり町の援助というのがとても大事になってきているので、そういう点では再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 副町長。

○副町長（久保田隆生君） 車が、やはりお勤めの方が出る時間帯の前に基本的には除雪していないと、また降雪が続くと、結局車のタイヤで圧縮されてしまうと。できれば、やはりお勤めになる方等というのはやはり若い方なんですよね、お勤めできる方ですから。ですから、

どうしてもなかなか地区内の除雪体制、確かに高齢化しているところが多いとは思いますが、それでも、できる方もいらっしゃるはずなんです。ですから、まずその道路を利用する方、車に乗る方も含めて、まずはできるだけ早い時間での除雪をお願いしたいとはまずは思いません。

おっしゃるとおり圧雪、車がかなり踏んでしまっていて、なかなか除雪ができないですとかという状況がありますので、そういう場所につきましては、今までも個々に、やはり除雪路線という形になっていなくても非常に悪い状態になるときがあるわけです。雪が降り積もったり、あるいは積もった雪がぬかるんで車が通れなかったり人が歩きづらいついとか、そういったところは、ご要望にお応えする中で出勤して除雪をしておりますので、そういった状況に応じて臨機応変に、非常に悪い状況、何とか足を確保しなければいけない状況については除雪を行っていくような体制を整えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 今、車で出勤するのは若い人という、除雪のできる年齢層だというようにお話ですが、若い人たち、大体40代、50代の人たちが本当にお勤めに行く時間が早いんです。それで、雪が降ったらなおさら早くうちを出なければならないという点で、残っている高齢者が除雪作業をしなければならないというのが今の現実なんです。

そういう点でも、やはりそういう高齢化の波に押し流されている現在に、町の援助というのが大変重要になってきているので、再度、その辺のところもお願いします。

○議長（関 悦子君） 副町長。

○副町長（久保田隆生君） これは一つ見解の違いだと思うんですが、どうしても早く出なくては行けないと、とてもそういう除雪をやる時間もないという方、これはおっしゃるとおりやむを得ないと思います。

ただ、今あるそういったやれる方々が、わからないですよ、ただ、必ず地区内にいらっしゃるわけで、我々としたら、除雪体制の、さっき議員さんおっしゃったみたいに、いろいろな多くの方がやっていた時代と違うんだというのは確かに言えるんですが、これから除雪も含めて、そういう支え合いの地域づくりをやっていくには、力のある方、そういったものを出せる方はできる限り、そういう一つの支え合いの地域づくりだと思うんですが、除雪も含めてやれるものはやっていくという、そういう地域づくりができないと、これからおっしゃるとおり、どんどん除雪路線というのは全てになっていくわけです。それを全部、じ

や、町が業者さんに頼んでやれるかというところではないのです。

ですから、そこで、今ある力に関しては、できる限り地域の中で掘り起こしをしていただいて、除雪をみずからできるところはやっていくという、そういった基本的な支え合いというか地域づくりをしていかないと、これはなかなかいろいろな面でうまくいかないと思うんです。

だから、全然やらないということではないんですけれども、まずそういったところをしっかりと踏まえて、その上にどうしてもできない場所とか、いろいろな状況で車が通れないとか、人が歩けない地域については、それはまたいろいろ一つの機械を入れてやっていくという、そういうことを考えております。

○議長（関 悦子君） 以上で小林正子議員の質問を終結いたします。

◇ 渡 辺 建 次 君

○議長（関 悦子君） 続いて、10番、渡辺建次議員。

〔10番 渡辺建次君登壇〕

○10番（渡辺建次君） それでは、通告に基づきまして順次質問をさせていただきます。

まず、1問目ですが、路上に放置されたごみを拾いやすくする体制の整備をです。

道路の路肩に散乱するごみは、近隣の人々が気づくたびに拾われたり、あるいは早朝、散歩がてら拾われたりする方もおられるようです。しかし、国道403号沿い、特に跨線橋や延徳田んぼの路肩や歩道にペットボトルやレジ袋、空き缶等の散乱ごみは何カ月も放置状態です。道路清掃の状況はどのようになっているのでしょうか。

不法投棄防止指導員の活動区域と活動区域外の不法投棄物の収集はどのようになっているのでしょうか。

町の景観保持に対する意識が高く、意欲ある町民が、それだけを目的にごみを拾うという場合、普段着のままでは人目が気になり、少しためらいがちになります。そのためらいを少しでも減じるための方法としての提案です。

車を利用する場合は、特別の磁気つきステッカーの貼付、拾得者には着用のための特別な帽子や腕章、あるいはベストがベストかもしれませんが、そのようなものを準備し、貸し出してはどうかと思うのですが、経費を含め、町のお考えを伺います。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長。

〔健康福祉課長 林 かおる君登壇〕

○健康福祉課長（林 かおる君） それでは、渡辺議員の路上に放置されたごみを拾いやすくする体制の整備についてお答えいたします。

まず、1つ目ですが、国道403号線沿いのごみを例に、道路清掃の状況についてのご質問です。

道路を管理している須坂建設事務所に確認しましたところ、状況を確認する中で、優先度の高い箇所から順次対応しているということでした。須高管内の県が管理する道路の愛護団体、ボランティア活動がありますが、活動内容は花壇の整備と清掃となっており、ご質問のような道路の清掃活動をしている団体の登録はないとのことでした。

ただし、登録をしていない方が清掃活動をしていて事故に遭われた場合には、状況によるかとは思いますが、道路愛護活動傷害保険の適用になる場合もあるということです。

次に、不法投棄防止指導員の活動区域と活動区域外の不法投棄物の収集はどのようになっているかというご質問です。

町と町民が協力して地域における廃棄物の散乱を防止するとともに、清潔で美しいまちづくりの推進と町民の快適な生活環境確保のために、平成13年に小布施町廃棄物の不法投棄の防止に関する条例が制定されました。

条例で、町、町民、事業者の役割と責任が規定され、その中で、全町民が監視員として町の美化の推進に当たると規定されたとともに、不法投棄の防止と早期発見のために、各自治会に不法投棄防止指導員を置くこととされ、今年度42名の方に委嘱をさせていただいています。

不法投棄防止指導員の活動区域につきましては、それぞれの自治会の区域内を初め、不法投棄が発生しやすい場所、千曲川など河川敷、土手、高速道路側道ボックス、雁田山の山林、耕作放棄地、農地などを毎月第4日曜日に1時間程度巡回をいただいて、発見した不法投棄物の種類、場所、数量などを町へ報告いただいております。また、巡回時には瓶とか缶、たばこの吸い殻など、その場で拾うことができるものは収集し、分別をいただき、ごみステーションに出していただいております。

なお、不法投棄物が多量にあった場合や、ごみステーションに出すことができないごみ、例えば自転車、タイヤ、家具などですが、あった場合には、町で収集を行い、処分しております。

今後も不法投棄防止指導員のご協力のもと、引き続き地域における廃棄物の散乱を防止するとともに、清潔で美しいまちづくりを推進し、住民の快適な生活環境を確保するために努めてまいりたいと考えております。

最後に、意欲ある町民がごみ拾いをするときのために、ボランティア用の車の磁気つきステッカーとかベストや帽子、腕章などを貸し出ししてはどうかというご質問についてお答えいたします。

議員が言われるように、町内にはみずからごみ拾いや花壇の草取りなど、積極的に行っている個人や団体、企業などがあると伺っており、小布施の美しい景観や花のまちづくりをそういう皆さんに支えていただいていることに改めて感謝を申し上げます。

このようなボランティアの活動に対しては、町の健康福祉センター内にあります町社会福祉協議会が運営するボランティアセンターにおいて相談や支援を行っています。もし活動に当たって支援してほしいことなどあれば、気軽に相談をしていただきたいと思います。

また、このようなボランティア活動にみずから取り組んでいただける団体や個人を育てることが今後の地域づくりに必要不可欠ですので、事業委託先の社協においてもさまざまな取り組みを行っているところです。

ボランティアをされる皆さんの中には、特別なことをしているという意識はなく、何かを身につけたり表示したりすることを好まない方も多くいらっしゃるようです。もしそういった腕章などがあったほうが良いという声が実際にあり、そのことでさらに清掃活動がしやすくなるということであれば、経費等を含め検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、幾つか再質問をさせていただきます。

まず、1点目は、403号線沿いの清掃ですけれども、小布施の場合、過去どの程度の頻度で行っているのか。

2点目ですけれども、不法投棄防止指導員の区域外、ほぼ自治会の範囲内だそうだけれども、区域外はどうなっているのか。特に、私も例に挙げた延徳田んぼ沿いの道路、本当に何カ月も同じようなごみが散乱している状況がありますよね。そういうごみに対する対処法はどうなっているのか。

それから、ボランティアに関してですけれども、言葉の問題もあるかもしれませんが、ボランティアにならないとごみが拾えないような雰囲気ではなくて、ボランティア未満という

んですか、本当に意欲でただごみを拾うんだと。その場合に、1つ、2つ拾うのは楽ですけども、例えば延徳田んぼのような場合に距離が長い、それから持っているごみが多いというような場合、ボランティアまではいかないけれども、そこを拾おうという気持ちになった場合、やはり何か身につけていたほうが安全であるという意味での質問なんです。

その3点お願いします。

○議長（関 悦子君） 林課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） すみません、403号沿いの小布施の状況というのは、ちょっとこちらで私のほうでは把握しておりませんので、もし建設のほうで把握しておればということで、後でお答え申し上げます。

区域外の状況、不法投棄防止指導員さんの区域外の活動といたしますか、そのことについてですけども、区域外というのを、自治会はもちろん自分の地域の自治会の中なんですけど、区域外というところにも、例えば河川敷だとか荒廃農地だとか、そういうほかのところも見回っていただくようお願いしてありますので、活動範囲内になっていると思いますので、そちらからいつもご報告をいただいて、不法投棄があった場合はこちらのほうにご報告いただいております。

それから、ボランティアさんの関係なんですけど、ボランティア未満というのがちょっとよくわからないんですけども、要は、そういうちょっと気持ちのある方がやっているときに、今おっしゃられたように安全面ということから言えば、確かに目立つ色のベストとか、何か帽子とかつけていたほうが、車とかのそういった危険なものについては目につくので、確かに安全対策としてはいいのかなと思われまますので、もしそういったことで、そういった腕章とかが欲しいということであれば、ちょっとこちらのほうで需要を確認しまして、また社会福祉協議会のボランティアセンター等に相談しまして、そういったものを対応していけたらと思っております。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 1点目の403号の清掃の頻度について、私のほうからお答えをさせていただきます。

基本的には、路肩部分の清掃については、年に一度、清掃車で実施をしております。そのほか、県のほうでは道路パトロール等を行っておりますので、その際に、ごみの飛散の激しい箇所等が見受けられた場合には、随時対応をしているようにお聞きをしております。

また、403号の水田地帯のところにつきましては、東側には町で管理しています延徳花壇

ございますので、その花壇の植えかえ、刈り込みの際にごみが飛散している場合には、業者をお願いをして、目立つものについては処分をしていただくような形で対応しているところでございます。

以上です。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、2問目に移りたいと思います。

読み聞かせと幼保小の適切な連携をとということです。

幼児期の適切な言語獲得は、子供の認知的発達の根幹をなし、主体の人格形成にとって決定的な影響を与えていると言われています。幼児期から児童期の子供を対象に、彼らの目の前で大人が直接絵本を手にとり、声に出して読んで聞かせる行為は、子供が他者とのかかわりの中で自立的にみずからの行動や感情を制御し、社会的人格形成を促す上で効果のあることが多方面から指摘されています。読み聞かせは心の脳に届くという表現の仕方もあります。

例えば、ある著名な脳科学者の調査研究によると、ゼロ歳から6歳までの未就学期における親子のコミュニケーションが、子供たちの意欲を伸ばすために大事であることがわかったとのこと。具体的には、未就学児に対する保護者の読み聞かせを1日平均約13分、8週間続けた取り組みで、一般的な子供の成長に比べて6カ月分の伸びを示したとのこと。読み聞かせによって子供の感情の安定、すなわち子供の心を豊かにし、感性や想像力だけでなく子供の心の基盤となる自己肯定感を高めるということ。言語能力の向上、ひいては親子間の親しみ、愛着形成が生まれることなどが調査結果から浮き彫りになったということです。

保育園や認定こども園での読み聞かせの状況について伺います。まちとしょテラスでの読み聞かせの状況はどうでしょうか。

小1プロブレム、授業中の立ち歩きや教師の話を聞けないなどの社会問題の状況はどうでしょうか。

小1の国語力はどの程度のものが要求されているのでしょうか。幼保小の連携性についてはどのようにお考えか。

家庭での読み聞かせの実態はどのように把握されているのでしょうか。ベネッセ教育総合研究所や公文教育研究会のアンケート調査では、週1日から2日、本の冊数は1ないし5冊が多かったとのこと。

また、スマホ育児の問題はないのでしょうか。その実態はどのようになっているのでしょうか。幼少期における親子の読み聞かせに始まる早期の国語力の定着、この国語力という土台な

くして、これからの時代を生き抜く人材の育成はなし得ないということです。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） それでは、今のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、第1点目、保育園や認定こども園での読み聞かせ、あるいはまちとしょテラスでの読み聞かせということでもあります。

保育園や認定こども園では、保育の中で1日に2回から3回程度読み聞かせの時間を設けております。年齢に応じて紙芝居や絵本、場合によっては指人形などを用いて、保育士が生の声で語りかけるように読み聞かせを行っております。

まちとしょテラスでの読み聞かせの状況につきましては、おはなしの会の皆さんなどにより毎月2回、土曜日の午前中に行っております。1回当たりの時間は、小さいお子さんが対象ということもあって30分程度で、毎回10人程度のお子さん、それから親が参加しておられます。

それから、2つ目の小学校に入学したばかりの1年生が集団行動がとれない、あるいは授業中に座ってられない、先生の話を受けないということなど、学校生活になじめない状況が続くという、いわゆる小1プロブレムですが、栗ガ丘小学校においても4月当初には見受けられます。

保育園やこども園での遊びや活動が中心の生活から座学での学びに移行する中で出てくる行動でありますけれども、小学校においては、例えばですけれども、教室の前にあるアサガオを観察してから座ってまとめをするというふうに、興味のあることを調べて発表するという学びのスタイルをとったり、1時限45分なんですけれども、それを細かく区切って、座っているだけではない時間を設けたりするなどして、なるべく早く学校生活になじめるように工夫をしております。

それから、小学校1年生で要求される国語力ということでもありますけれども、学習指導要領で示された目標というものはあります。ありますけれども、砕いて言いますと、まずは読み聞かせなどにより読書、国語への興味、関心を向けさせること。全ての基礎となる平仮名を読む力、書く力をつけさせることが肝要であると考えています。

それから、幼保小の連携性ということでもありますけれども、保育園、認定こども園、小学校の各年代において、連続的に読み聞かせや読書に力を入れています。また、小学校1年生が保育園や認定こども園を訪問して年長児と交流するというも行っております。さらに、

スタートカリキュラムとあって、発達段階に合わせて授業時間を細かく切るとか、遊びや生活を通した総合的な学びを取り入れています。

要するに、幼保のときの幼児教育のスタイルをある程度小学校にも取り入れて、学びをつなげていくということをしております。

今後も職員で組織する幼保小中一貫教育推進委員会などで情報を共有して、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

それから、大きな3番の家庭での読み聞かせの実態とスマホ育児の問題であります。

ご家庭での読み聞かせの実態は詳しくは把握しておりません。しかしながら、保育園、あるいは認定こども園では、各ご家庭で夜寝る前に読み聞かせをしていただくということで、本の貸し出しを行っております。1回2冊、5日間までと決めさせていただいておりますけれども、保護者の皆さんの評判も大変よいので、充実させていきたいと考えています。

また、小学校においては、各学年で家庭学習に音読を取り入れ、読書習慣が身につくように努めております。

なお、スマホ育児の実態については、私どもとしては調査を行っておりませんが、今から3年前、総務省の2015年の調査では、小学校に上がる前の未就学児の44%が利用しているとか、何だかさわっているということを回答しておりますので、ただいまではもっと増えているものと思っております。

ただ、全くスマホを、全くたださわらせてはいけないということではないとは思っていますが、それによって育児を全く任せてしまうということはずいと思っておりますけれども、スマホをある時間、あるいは使用方法など、その辺のところの問題なのだと、こう思っております。

それから、これは議員ご指摘のとおりなんですけど、読み聞かせや読書は国語力の向上に役立ち、ひいては他教科の学習にも大いに影響を与えるということになります。国語力の定着から次代を支える人材の育成につなげるべく、さらに努めてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、何点かお願いします。

まず1点目、それぞれの園に絵本は何冊ぐらいあり、貸し出し数はどのくらいか。

それから、まちとしょテラソで10人前後参加といたしますけれども、年齢構成はどうなっているのか。

それから、小1の国語力に関して、指導要領との関係で、小布施町の場合の実態はどうであるのか。

それから、保育士や幼稚園教諭の読み聞かせの研修状況はどうであるのか。

町では家庭での読み聞かせの実態を調査していないということですが、なぜなのか。大事であると思うのに、なぜやらないのかということです。

同様に、スマホ育児に関しても、スマホの過度の使用の弊害については大きな今社会問題となっていますよね。そういう意味で、なぜ調査を行っていないのか。この次の12月の宿題でもいいですけども、そこでまた質問しようかなと思いますけれども。

それから、保護者に対して園ではどのように指導されているのか。

以上、お願いします。

○議長（関 悦子君） 教育長。

○教育長（中島 聰君） 幾つか質問をいただきました。

最初の幼保小中の絵本の数ということなんですが、数を私は数えたことはないのですが、本棚にほぼいっぱい入っているので、ちょっと1段に、ちょっと今正確に答えられません。申しわけございません。

それから、テラソの読み聞かせの年齢なんですが、これはほとんど就学前程度の、あるいは小学校1、2年生程度の、大きくてもそのあたりまでです。ですから、幼保小学校の本当の低学年くらいまでの方が親子連れでおみえになっておられると。それぞれ1回に来る人数は違いますけれども、平均すると10人くらいだと思っております。

それから、小1の国語力はどうかということなんですが、小1については、要するに調査をするというか、長野県あるいは全国で調査をすると、こういう今のところ機会がありませんので、小布施の栗ガ丘小学校1年生の国語力はどの程度のところにあるのかということは、現状はわかりません。ただ、1年生、2年生、3年生、4年生、5年生、6年生と国語も算数も順次上達をしてくるわけでありまして。

6年生になったときに初めて全国調査があるので、少なくともことしの調査でいいますと、6年生の国語力、基礎的なテストのA、応用力のBともに、全国の全ての児童の平均の10%増しという点数でした。AもBも同じでした。全国の順番でいきますと、国語のAは、県でいうと一番は秋田県だと思いますが、秋田県の平均よりは2点よかったと思っております。Bのほうは、ちょっと一番の県は忘れましたが、1点差で2番だったと思えました。

それから、4番目の幼保の読み聞かせの研修というんですけども、これについては、読

み聞かせだけの研修というのは特にないようですが、保育士の先生方の研修というのは毎年行われていて、そこに順次先生方を派遣しておりますので、その中で当然このこともあると、こう思っております。

それから、5番目の読み聞かせの調査はなぜしないのかということなんですが、どういうふうに把握をすればいいか、またこれは今のところしておらないので、検討したいと思いません。

6番目のスマホの調査もなぜしないのかというんですが、これも実際には、スマホをどの程度やっているのかというのは、公共のところでは基本的にどこでも私は余りしていない、しているという調査を見たことがないのですが、もちろんスマホをやり過ぎというのは当然だめだと。脳の発達にもだめだし、じっと本を読むということもできないというふうに、悪いということでは言われておりますが、それは1日に3時間も4時間も5時間もやると、こういうことを想定しているの、ほんの短時間、例えばお母さんが食事をつくる時間で、子供にそれをちょっと持たせて食事の用意ができるというふうなことならば、私はいいのではないかと、全く思っております。スマホから全く遠ざけてしまって、ただいいのかということではないと思えます。

それから、7番目は、保護者の指導というのは、そのスマホの指導のことでしょうか。

この保護者の指導というのはもちろんしております。保育園でスマホの使い方というのを、保育園の先生ではないのですが、しております。それは公民館の講堂でも、町民の方を対象にスマホの使い方、あるいは子供にはどうやって接するべきだ、どういう使い方をされるべきだということを研修もしておりますが、聞いておられる親が、私もそうなんですが、何をいま一つ言っておられるかと、いま一つわからないところもありますが、ただ、使い過ぎは当然よくない、あるいは時間を区切って使わせる、あるいはどこかから進入はここから先は禁止だとか、そういうことをどういうふうにしたらいいかという研修はしております。

以上であります。

○議長（関悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） では、再々質問ですけれども、園の本を貸し出しているというんですけれども、その貸し出し数はどのくらいなのか。

それから、絵本の冊数については詳しくは把握されていないようですが、こんなに細かいことをなぜ聞くかということ、いかに町が子供たちに対して真剣に向き合っているかと、その態度です。そこなんです。それを見たいんです、私としては。それで、古くなった本を

新しく買いかえるとか、そういうところですよ。とにかく小さいころからの積み上げですよ。それが小学校、中学校に効いてくるということで、ある意味、その真剣さについて聞いたかったわけです。

それから、まちとしょテラソの年齢構成、もう少し詳しくお願いしたい。それから、毎月2回ということですがけれども、できるだけ増やすような方向でということ。その辺、お願いします。

○議長（関 悦子君） 教育長。

○教育長（中島 聡君） ご質問をいただいて、答えられなくて申しわけないんですが、貸し出し数が何冊かというのは、現状のところは承知はしていません。ただ、私の自分のうちが全てはまるかどうかは分かりませんが、2冊お借りできて、所定の期間に返して、返したらまた借りてくるというふうな状況であることは、私のうちの孫の状況はそうでした。全てのうちがそうかどうかは分かりませんが、常に借りているという、ほぼ常に借りていると、こういう状況で、もちろん古い本は廃棄しておりますし、新しい本を入れております。

それから、テラソのもうちょっと細かいというのは、年齢構成のことを言っておられるんでしょうか。これはみえる時々によって違いますが、少なくとも小学生の大きな3年生以上は見たことがありません。小学生のほうがかえって少なく、小学生に上がる前のお子さんが大多数であります。

それから、読み聞かせる方は、読み聞かせの会の女性の方や、頼まれた私どもみたいなおじいちゃんやおばあちゃんも読み聞かせはしております。

年齢はほぼやっと立ち上がれるぐらいな方ですから、2歳ぐらいから5歳ぐらいが一番多いと私は思っております。

回数を増やせということなんですが、現状ボランティアでやっただけなので、ずっと月2回やっただけなんです。あるいはほかのグループの方をお願いするか、読み聞かせの会の方に回数を増やしていただけるか、お願いはしてみたいと思います。

以上です。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、3問目に移りたいと思います。

社会参加体験による小・中学生からの主権者意識の育成。

選挙権年齢が18歳に引き下げられたことで、主権者教育の取り組みが改めてクローズアップされています。児童・生徒が、自分たちが社会の一員であり、主権者であるとの自覚を持

つためには、早い段階から発達段階に応じた取り組みが必要であると言われていました。

ことし8月5日の知事選における小布施町の各年代の投票率について、県の平均投票率と比較してお答えください。18歳から80代までの10歳区切りということですよ。

小学校での地域の理解を深める学習はどのように行われているのでしょうか。

中学校では地域社会が抱える課題について、より深くどのように理解を深めているのでしょうか。

小中9年間で、地域社会の課題について理解を深めた上で、どのように解決策を考え、あらわしているのでしょうか。もしも発表の場として、町長以下各課の課長などの執行機関が大人の議会と同様に彼らの提言に耳を傾ける機会、子供議会を設け、予算面も含めた実際の町政における実現可能性や波及効果などに関する執行機関からの答弁がなされたなら、彼らには社会的有用感や政治的有効性感覚が醸成され、これ以上ない主権者意識の育成になると思うのですが、町のお考えを伺います。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

○教育長（中島 聡君） それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

最初のご質問の8月5日の長野県知事選挙の投票率でありますけれども、全体の投票率は小布施町は44.66%でした。長野県全体では43.28%でした。

それから、つい最近、長野県における長野県全体の年齢別の投票率というのは、3日ほど前に新聞発表をされましたが、そこでは18歳と19歳、それからそれを合わせた平均、それしか発表されませんでした。

ちなみに、その新聞発表では、長野県では、18歳は38.81%、19歳は21.51%、10代合計で30.21%ということでした。

小布施町の投票率は、同じ年齢でいいますと、18歳は39%、19歳は21%、2つ合わせた合計は30%ちょうどでした。ほぼ長野県と同じ投票率になっています。

それから、数字の羅列になってしまいますけれども、それ以外の長野県の投票率は年代別には公表されておりませんので、小布施町だけの投票率を申し上げます。20代は26.46%、30代は34.10%、40代は41.31%、50代は52.16%、60代は54.47%、70代は56.46%、80代以上は35.17%でした。

投票率については以上であります。

それから、小学校における地域や地域課題への理解を深める学習ということのご質問であります。

小学校では、3年生から6年生が総合的な学習の時間においてふるさと学習を行っています。例えば、3年生は町内の施設を回るウォークラリーを行っております。公共施設や土地利用を学び、地域の方々との交流を図ります。4年生では、まちづくり委員会のご協力によりまして、小布施丸ナスづくりを行っております。5年生では弾季舞、あるいは田植え、稲刈りを行っております。6年生では巴錦菊づくりを行っております。それぞれ地域の方々の協力をいただきながら実施をしております。

さらに、4年生から全員が持っております副読本、教科書ではありませんが、副読本の「ふるさと小布施」という参考書を使って、自分が生活している地域を知って、自分なりのテーマを持って進んで学習し、生きる力を育むということに役立つような学習にも取り組んでおります。

それから、中学校におきましても、総合的な学習の時間において、地域の素材や人材を生かした学習、生き方に関する学習を行っています。

1年生では、現在の小布施のまちづくりの経緯などについて調査研究をしております。2年生では、町内の企業さんに行った職場体験学習を行っております。働くことによって学ぶとともに、地域の中に入り込んでおります。3年生では、1、2年生の蓄積をベースに、小布施町の未来のために私たちにできることについて、グループで提案をまとめて発表するという取り組みを行っております。

大きな2番の地域社会の課題についてどのように解決策を考え、発表しているか。子供議会を設けて提案や答弁がなされたらこれ以上ない主権者意識の育成になると思うがどうかというご質問であります。

昨年の例で申し上げますと、中学3年生が総合的な学習の時間で学んだ成果をプレゼンテーションにまとめて、「小布施の未来発表会」と題して参観日に体育館で発表を行っております。その一部を紹介しますと、若者を増やすためにインスタグラムを活用し、小布施の魅力を発信するという提案や発表、それから、観光客にアンケートを行った調査結果の発表、あるいは福祉施設や保育園などでボランティア活動の報告など、多岐にわたっております。小布施の中学生ならではの視点もありまして、地域に目を向けてくれるんだなということがわかりました。

これら提言について、いわゆる子供議会のような形で町として受けとめてはどうかとの提案であります。

町政やまちづくりに目を向けてもらったり、新たな着想を得るという意味ではすばらしい

取り組みになると思います。

一方、予算面を含めた実現可能性や、現在の中学校の授業の中で行おうとすると、教員が十分にその時間がとれるのか、あるいは指導が十分できるのかという課題も残ります。

現状は、総合時間の中で体育館に集まって発表して、それを親が聞いている、先生も聞いている。それに対して、一部こうしたらどうだというようなことを言っているのが現状なんですけれども、それを町の理事者等が行って、それに対応するような質問だけが出るのかどうかという、必ずしも町のことでない提案もいっぱいありますので、その子供議会というのがあれば素晴らしいとは思いますが、そういうことが本当に可能なのかなということも多少思います。

子供議会の実施につきましては、高山村が、去年は行いませんでしたが、その前はちょっとやっておりましたので、状況等を聞いて参考にして、研究してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） 通告には入っていませんけれども、期日前投票が全体ではどのくらいあったのか、もしわかれば。わかりませんか。それはわかりませんか、そこでは。

○議長（関 悦子君） 渡辺議員に申し上げます。

通告は厳守していただきたいと思います。

○10番（渡辺建次君） わかりました。次に移ります。

若者の低投票率に対して、今回を踏まえた上での啓発活動、どのようなことを考えておられるか。

それから、子供議会、これから研究したいということですけども、中学生たちの提言をどういう形で町へつなげるのか、何か方法がありましたらお願いします。

○議長（関 悦子君） 総務課長。

○総務課長（田中助一君） 最初の県知事選の低投票率、これを踏まえてどのような啓発活動を行うのかというご質問ですが、これにつきましては、かなり投票率からいって低いものだなというふうな感じは受けております。

若い人たちにいわゆる投票していただくというのは、これはやはり選挙管理委員会の大きな課題でもありまして、まだどういったことをどういうふうにするということにははっきりは決まっておりませんが、委員さんたちとお話をする中で、例えば、いわゆる選挙事務というものに高校生の皆さんご参加いただいて、いわゆる事務を経験していただくような、実際の

選挙活動とかかわっていただくようなことができないかですとか、そういった話は出ております。

ここに限らず、18歳になったということから、できるだけ高い投票率になるように、今後検討を続けてまいりたいと思っております。

○議長（関 悦子君） 教育長。

○教育長（中島 聡君） 3つ目の子供たちの提案をどのように町につなげるかということな
んでありますけれども、これは、その発表の場には去年は宮崎係長が参りました。おとし
は私が行きました。もちろん提案の中でいいなという、おとしには、今実施されている、
医療機関に行ったら全額払って後で補填されるというようなことのないように、その場で無
料にしてもらいたいというなお話もありました。そのほかには、本屋さんがあったほう
がいいとか、ちょっと全ては覚えておりませんが、そういうような発表がありました。

現状のところだと、そこから取り上げたほうがいいかなと、あるいは町で話したほうが
いいかなというものを現状は選択して、私どもが、あるいは教育委員会の係長や次長が町の
当局と話すということに現状はなると思います。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 以上で渡辺建次議員の質問を終結いたします。

◇ 関 谷 明 生 君

○議長（関 悦子君） 続いて、11番、関谷明生議員。

〔11番 関谷明生君登壇〕

○11番（関谷明生君） 9月会議一般質問を、通告に基づき逐次質問を行います。

1点目は、気候変動適応法の本町の取り組みについて伺います。

地球温暖化による農作物への打撃や、災害や異常気象による被害などを抑えることを目的
に、地球温暖化による被害の軽減策を強化するための気候変動適応法が6月6日の参院本会
議で全会一致で可決成立しました。その背景には、日本の年平均気温がこの100年で1.19度
上昇しているとのこと。2度上がれば東京が鹿児島と同じ気候になるとのことです。

法律の提案理由の中で、高温による米や果実の品質低下ということで、お米では白未熟粒、
また、胴割れの発生が多く見られます。また、果実では、ミカンの浮き皮症、ブドウの着色

不良化など、果実の品質低下が目立ってきているということです。それから、魚種の変化、大雨の頻発化に伴う水害、土砂災害、山地災害の増加、そして、熱中症の搬送者の増加、また、感染症拡大では、デング熱の媒介生物であるヒトスジシマカの分布が北上している。また、海ではサンゴの白化現象など、気候変動の影響が全国各地で起きており、さらに今後長期にわたり拡大するおそれがあります。

こうした気候変動に対処し、国民の生命、財産を将来にわたって守り、経済、社会の持続可能な発展を図るためには、温室効果ガスの長期大幅削減に全力で取り組むことはもちろん、現在生じている、また将来予測される被害の防止、軽減等を図る気候変動適応に多様な関係者の連携、協働のもと、一丸となって取り組むことが一層重要とうたっています。

同法は、温暖化の影響は既に国内であらわれているとの前提で、国のほか、地方自治体や事業者が担う役割の明確化をしました。国には気候変動適応計画の策定を求めたほか、自治体にも努力義務として、地域の状況に応じた地域気候変動適応計画づくりを求めています。

同法は、適応の総合的推進、情報基盤の整備、地域での対応の強化、適応の国際展開等の4つが柱となっています。

適応の総合的推進としては、政府に気候変動適応計画の策定を、環境省に気候変動の影響をおおむね5年ごとに評価することをそれぞれ義務づけています。政府は既に同計画を策定し、2015年11月27日に閣議決定していますが、今後、最新の影響評価をもとに計画内容が見直されます。

また、情報基盤の整備として、茨城県つくば市にある国立環境研究所を気候変動の影響や適応の情報収集、提供に関する国レベルの拠点と位置づけています。

地域での適応の強化として、都道府県や市町村にも気候変動影響や適応の情報収集、提供をする地域気候変動適応センターとしての機能を担う努力を要請しています。気候変動による影響や適応策は地域によって異なるための措置で、被害抑制のために地域にも対応を求めています。

このほか、適応の国際展開等として、適応に関する国際協力を推進し、事業者には気候変動への適応に寄与する適応ビジネスを促進してもらうことなども求めています。

そこで、次の2点について伺います。

本町の地域気候変動適応計画の取り組みについて、また、本町の地域気候変動適応センターの取り組み等につきましてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長。

〔健康福祉課長 林 かおる君登壇〕

○健康福祉課長（林 かおる君） 関谷議員の気候変動適応法の取り組みについてのご質問にお答えしたいと思います。

議員ご質問の内容とかなり答弁が重複する答弁となると思われませんが、ご容赦いただきたいと思います。

議員ご質問のとおり、地球温暖化による農作物への打撃や、災害や異常気象による被害などを抑えることを目的とした気候変動適応法が、本年6月6日、参議院本会議で可決成立しました。同法は温暖化の影響が既にあらわれているとの前提で、国のほか、地方自治体や事業者が担う役割を明確化し、国には気候変動適応計画の策定を求めたほか、自治体にも努力義務として、地域の状況に応じた地域気候変動適応計画づくりを求めています。

なお、議員ご質問のとおり、気候変動適応法は、適応の総合的推進、情報基盤の整備、地域での適応の強化、適応の国際展開等の4つが柱となっています。

適応の総合的推進としては、政府に気候変動適応計画の策定を、また環境省には気候変動の影響をおおむね5年ごとに評価することをそれぞれ義務づけています。

また、情報基盤の整備として、国立環境研究所を気候変動の影響や適応の情報収集、提供に関する国レベルの拠点と位置づけています。

地域での適応の強化としては、都道府県や市町村にも気候変動の影響や適応の情報収集、提供する地域気候変動適応センターとしての機能を担う努力を要請しており、気候変動による影響や適応策は地域によって異なるための措置で、被害抑制のために地域にも対応を求めた形になっております。

このほか、適応の国際展開等としまして、適応に関する国際協力を推進し、事業者には気候変動への適応に寄与する適応ビジネスを促進してもらうことを求めています。

同法は6月6日に成立され、6月13日に公布されておりますが、現在、通達などを受けていない現状から、長野県環境部環境エネルギー課において伺いましたところ、国の計画につきましては本年12月に示される予定であり、県も国の計画に基づき計画を策定するという考えということでもあります。

したがって、町としましては、議員ご質問の地域気候変動適応計画並びに地域気候変動適応センターの取り組みにつきましては、県の計画などの動向を注視し、小布施町の特性を踏まえて対応を考えてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（関 悦子君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） 今回の答弁で、まだ通達も受けていないし、また県の立場も明確でないということで、なかなか具体的な回答は得られないと思うんですが、この地域気候変動適応型といいますので、これ地域という考えになると、小布施町だけに限らずに、当然気候ですからこの須高管内とか、そういう広域の機関でそういう形が、適応計画ができないのかというのが一点感じたところです。

それと、小布施町は、先ほども言いましたが、やはり果実の品質低下と大雨の頻発化による水害、これが非常に適応の中で重要な位置を占めてくるのではないかなというふうに感じています。

そういう中で、今、温州ミカンやリンゴの栽培適地が年次を追うごとに北上するという予測が示されています。2060年度、あと48年後には、温州ミカンは今の産地の多くが栽培しにくくなる一方、東北南部の沿岸部まで適地が拡大するという予測が出ています。また、小布施町にとっても非常に大切なリンゴも、東北中部、南部の平野部、そして東日本の盆地、長野県はその対象になると思うんですが、その盆地が非常に厳しくなると。リンゴはこれからは北海道が、ほとんどの地域が適地になるというような予測が報告されています。

それで、転換作物に、特に果樹は年数がかかるわけです。だから、例えば適応ができたときに、じゃ、そこで果樹はどうするのかという、そういう形ではもう一歩遅れてしまうというふうに感じます。

そんな意味で、将来予測というのが非常に重要だというふうに感じていますので、その辺の今後の町の姿勢として、県の通達、それからご指導もあるんですが、特に今から重点事項として考えていかなければならない、そういうところのポイントというのはどのように押さえていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 林課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） 再質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、まだ通達もない段階で、ちょっといろいろ申し上げにくいのですが、この地域気候変動適応法という、要するに地域でという、その地域の中身も市町村とか、要するに市町村レベルなのか県レベルなのかというのもちょっとまだはっきりわからない状況の中で、県では恐らくそういった広域ごとに何かそういった適応、要するに地域地域の特性を踏まえて計画するようというふうな多分形になるかと思われしますので、ちょっとその辺、当然、小布施町は小布施町の特色がありますから、それも踏まえて、そういったも

のをもし立てるとすれば計画するようになるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（関 悦子君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） 2点目は、体験型サテライトオフィスの利用実績と今後の展開について伺います。

企業誘致を促進するため、国の地方創生推進交付金を活用して、また、総務省も地域での新しい働き方や仕事を生み出すおためしサテライトオフィスプロジェクトとして全面的に地方自治体をバックアップしています。オフィスの整備やオフィスを利用する事業者の誘致へ向け、オフィスの整備事業として昨年1,190万円を計上いたしましてこの整備に当たりました。この半額は地方創生推進交付金を充てました。

その仲立ちをしていただいた住友不動産と7月に協定を結び、その住友不動産の紹介で、都内のインターネットサービス業、MDパートナーズが昨年12月からオフィスを利用し、ハーブのホーリーバジルを使用した栗のお茶を製品開発し、製造販売してきました。MDパートナーズのプレスリリースを見ると、その地域のニーズと問題点を洗い出し、町民と一体となったプランを立てて、独自の専門性の高いノウハウを生かした無駄のない事業計画を立て、そして、実際には半年間で栗のお茶を実現させてまいりましたと記載されていました。

しかし、本9月会議の市村町長の冒頭の挨拶で、利用されていた企業のご都合で7月末に撤退されましたとのお話でしたが、大変驚きました。その撤退の経過と、実際に活動した利用実績はどうだったのでしょうか、伺います。

また、決算監査報告でも、畔上代表監査委員から、この施設の今後の有効活用に努力されたいとの指摘を受けました。オフィスの貸し出し期間が1年で、1年が過ぎた後は別の企業にオフィスを貸し出すということになりますが、非常に1年での貸し出しの期間というのは、非常に期間が短過ぎるのではないかというふうに実感をするわけですが、今後の事業展開をどのように考え対応していかれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 西原企画政策課長。

[企画政策課長 西原周二君登壇]

○企画政策課長（西原周二君） 体験型サテライトオフィスの利用実績と今後の展開はというご質問について答弁申し上げます。

体験型サテライトオフィスは、議員おっしゃるとおり、地方創生推進交付金を活用して、旧横町交番を整備し直し、企業誘致や二地域居住の推進による地域活性化を目指す拠点施設として位置づけています。

整備後、株式会社MDパートナーズと昨年12月からことし11月末までの1年間の使用契約を結び、議員ご説明のとおり、栗のお茶の製造や販売事業を行っていただいていた。

施設の利用実績という点につきましては、月に2回から3回、1回につき2日から5日間程度の期間滞在し、栗のお茶の製造販売業務のほか、I o Tを活用した地域電子通貨事業の展開を図るため、文化観光協会の皆さんにもご協力をお願いしていました。小布施町独自の地域電子通貨サービスを実現させるため、総務省のI o Tサービス創出支援事業への申請をされていましたが、不採択となってしまったことから、事業展開の継続が難しくなったとの先方からも申し出により、残念ながら契約期間途中の7月末に退去されました。

体験型サテライトオフィスは、広がりつつあるテレワークを含めた働き方改革や、サテライトオフィス開設に向けて検討を進めている民間企業者さん等に体験利用していただくことを目的として整備した施設ですが、MDパートナーズとしては、単なる働く場としての施設ではなく、小布施モデルのビジネスを成功させるということが小布施町にとどまる必須条件だったので今は考えております。

小布施町役場側の考えと誘致した企業側の考えに若干の隔たりがあり、結果として契約期間途中で退去されることとなってしまったことは、事業の進め方について問題があったことと反省しております。今後、事業展開においては、利用される事業者さんに十分に施設の趣旨をご説明をさせていただきたいと思っております。

今回の反省から、今後のサテライトオフィスの事業展開では、体験利用する企業は1社ではなく、協議により同意が得られれば、複数の企業の皆さんに体験利用をしていただくことも可能かと考えています。できるだけ多くの企業の皆さんに、まずは施設をご利用いただき、小布施町での暮らしやおためし勤務をする中で、小布施町の魅力に触れ、また、小布施町での生活を楽みながらお勤めいただき、以降、企業のサテライトオフィス開設につながるような可能な限りの支援をしてまいりたいと思います。

1年では短過ぎるのではないかというお話もございましたが、より多くの企業の皆さんにお使いをいただきまして、小布施町でのテレワークが可能であれば、みずからサテライトオフィスを開設いただくというところを支援をさせていただきたいと思っております。

今現在、町の体験型サテライトオフィスはどなたもお使いになっていないんですけれども、総務省のおためしサテライトオフィスサイト上に掲載をさせていただきまして、さまざまな企業の皆さんにご紹介をしています。特に、町内の事業者さんと関係性のある首都圏の企業の皆さんにもご利用いただけないか、ご案内を差し上げているところであります。

国主催のサテライトオフィスマッチングセミナーへの参加なども含めまして、あらゆる機会を捉えてPRの強化や積極的なアプローチを図り、施設をご利用いただき、移住・定住の推進や地域の活性化に資する事業となるよう今後も努めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（関悦子君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） MDパートナーズとは、残念ながら契約の終わる前に退去されてしまったということなのですが、この中で、栗のお茶の製造販売事業というのが一つの柱、また、IoTを活用した地域電子通貨事業といういま一つの柱、それで、今の説明ですと、IoTサービスの創出支援事業、総務省ですか、これが、不採択になってしまったので事業展開が継続が難しくなったということは、もともとIoTを活用した地域電子通貨事業が本業といたしますか、力を入れていくという、そういう考え方であったのか、ちょっと確認をしたいのと、その前に住友不動産と契約をされていると思うのですが、その契約内容、契約期間というのは今も効力を発しているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（関悦子君） 西原課長。

○企画政策課長（西原周二君） まず、住友不動産さんとの契約につきましては、地方創生推進交付金を活用した事業の中で、3年間の事業となっておりますので、現在も継続しております。1年目に旧横町交番を改修し、かつ施設を利用いただく企業を誘致するという目的を持ちまして契約をさせていただいております。誘致した企業が1年ごとに切りかわることになりますので、引き続き誘致いただく企業をサポートいただくために本年、また来年度に向けても住友不動産さんと3年間の契約を結ぶということとなっております。

最初のほうの質問の、MDパートナーズさんにつきましては、もともとIT関連企業ですので、地域電子通貨を地方で展開したいという目的を持っておみえになっています。関連会社でハーブティー等を製造している会社をお持ちですので、まずは小布施町で栽培されているハーブティーを活用し、また特産である栗を使ったお茶をつくりたいということで、そちらのほうから手がけていただいております。

製造販売する中で、なかなか販売が思ったように進まないというところもございまして、繰り返しになりますが、地域電子通貨につきまして補助がとれないという中で、1年間待たずして、ちょっと今回につきましては事業継続が難しいという判断になったというふうに聞いております。

ただ、今後地方での電子通貨の可能性については感じているということで、また機会を改

めて、そういった時期が来たら、再び小布施町と一緒に仕事をしたいというようなこともおっしゃっていただいておりますけれども、今後につきましては、現状については白紙というような状況になっております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で関谷明生議員の質問を終結いたします。

◇ 大 島 孝 司 君

○議長（関 悦子君） 続いて、12番、大島孝司議員。

〔12番 大島孝司君登壇〕

○12番（大島孝司君） 質問通告に基づき、順次質問いたします。

1点目として、AI、RPA導入の推進をということで質問いたします。

小布施町ではAI、人工知能、RPA、Robotic Process Automationの導入にどのように取り組んでいくのか、見解を問います。AI、RPA活用の可能性の例として以下の項目等がありますが、当町ではどの分野で活用していくのか伺います。

1として、電話、窓口等での問い合わせ、相談対応をAIやRPAで代替。2として、インバウンドに対応した自動翻訳サービス。3として、火災、災害などの発生を予測して未然に防ぐ。4として、条例作成、条例改正の管理。文章の作成やチェック。5として、議事録作成。音声認識による作成、解析。6として、一般会計、特別会計、基金の出納管理。通帳との連携。7として、政策立案。各種統計データや過去の実績、類似事例などをもとに政策立案を支援。8として、インフラ、建築物の管理。状況把握、修繕計画作成。9として、教育。一人一人の状況に応じた学習メニューの作成支援。10として、医療。診断、治療法検討。11として、交通。渋滞解消、コミュニティバス、ごみ収集車、除雪車などの運行支援等々、その活用はいろいろと考えられます。

具体的に、1の電話、窓口等での問い合わせ、相談対応については、住民と接する機会の多い職員は、日常業務の中の多くの時間を電話や窓口での住民からの問い合わせ対応に割いている。簡単な問い合わせをAI、RPAに代替させたり、前さばきをAIがすることができれば、より多くの時間を本来業務に割くことができるようになる。ベテラン職員の頭の中にある経験をAI化することで、ノウハウの継承も可能になる。コンピューターができるこ

とは人にはさせないで、人には人でしかできないことを重点的に時間を投入させるべきと考えます。銀行の窓口がATM、さらにはモバイルバンキングに進化したように、行政分野においても同様の進化、変化が起きてもいいと考えますが、見解を問います。

窓口等での問い合わせについては、スマートフォン等を利用して、住民からの質問に対してその意図をAIで理解し、的確に回答して、住民が望む情報を容易に提示するというサービスの開発に取り組んでいる自治体もあるということです。24時間365日、いつでも使えるという住民にとってのメリットがあります。

2のインバウンドに対応した自動翻訳サービスについては、昨年の訪日外国人旅行者数は2,400万人と言われていています。政府の目標として、2020年までに4,000万人、2030年までに6,000万人を目標としているとのことであります。少子化、人口減少が進んできている日本においては、インバウンド政策も大事な政策であります。近年、小布施町内も外国人旅行者が増加してきています。そういったインバウンドに対する自動翻訳サービス。

6の一般会計、特別会計、基金の出納管理については、29年度決算監査報告にもあるように、育英金貸付基金残高と子ども支援係で管理する個人別管理台帳に差異がありましたが、AI化することにより正確に管理することができるようになり、職員の手も煩わせなくなると思われます。

11の交通渋滞解消については、渋滞原因の一つとして駐車場待ちがありますが、この対策として、駐車場にカメラを設置して空きスペース情報を分析し、スマートフォン等で空き駐車場へナビ誘導するというサービス等々いろいろと考えられます。また、このような先端技術こそ大学との連携も効果があると考えます。

具体例のほかにも、AI、RPA導入について当町ではどのように検討しているのか、見解を問います。

○議長（関悦子君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さん、大変お疲れさまです。

議員各位からもご挨拶ございましたけれども、9月4日の台風21号では大変多くの農家の皆さんが被害を受けられまして、心からお見舞いを申し上げますとともに、今、対策について各方面から検討しているところでございます。その後片づけやその処理のために、一般質問の日にちをきょうまで延ばしていただくことを認めていただきましたこと、まずもって御礼申し上げます。ありがとうございます。

では、大島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今、大島議員から、例えばということできっと挙げただけでも11項目のことができるのではないかと。このほかにもいろいろなことが考えられるよねというご質問でございます。

私どもも人口減少社会における高齢化や少子化が大変進んでいく中、役場としても限られた人材や予算の中で多様化、複雑化する行政ニーズにお応えしていくためには、まさに議員ご指摘いただいたとおりAIやRPA、いろいろな呼び方がありますが、そういうものを使った業務の簡素化といいますか自動化というか、そういう導入を積極的に推進していく必要性を強く認識しております。

まだまだこれからの分野ではありますけれども、先ほど質問がありました働き方の改革とも大きな相関関係があるというふうに思っております。どんどん業務は、国や県の指令や、あるいは町民の皆さんのニーズによって膨らんでいく中で、できるだけIT化できる部分はIT化をしていきたいという考えでおります。

もちろんご案内のとおり、役場でもいわゆるITというのは、つまりかなり昔から、もう30年ぐらい前からやっておるわけでございます。これは住民基本台帳や国民健康保険、国民年金業務の登録、管理をするシステムを、もう昭和63年に導入をして、当初の目的というのは、当然のことながら、これも業務の効率化や事務負担の軽減を図るためのものであったわけでありまして。

しかしながら、それ以上には進まず、システムの改良や関連業務のシステム化を進める一方、介護保険やマイナンバー対応など新たな法整備によるシステム改修、これがほとんどで、多様化する業務がさらに複雑化するなど、業務改善や働き方改革という面からは十分な対応がもろんできておりません。

また、取り扱っていただく業者さんもさまざまな理由で1社に絞られており、それで競争原理も働いていないのもなかなか問題であろうというふうには思います。

私ども職員も本年6月29日、事例に学ぶ自治体現場の働き方改革セミナーに参加をし、つくば市におけるRPA導入の取り組みやAIによる自治体業務効率化の可能性について、担当職員や若手職員が研修に行かせていただいております。

ご案内のとおり、AIは自動車の自動運転技術を初め、囲碁やチェスの大会で人を圧倒する強さを見せるなど、最近、発展著しい分野であります。考える、判断をするというこれまで機械には難しかった知的な思考の分野についても、膨大なデータをインプットすることによって人間の知識や経験値を記憶させることにより、プログラミングしなくても、機械自身

が学習や経験を重ねることで問題解決に向けて最適な方法を見つけ出すことができるようになり、既に企業や自治体でも、お客様からの問い合わせ対応や議事録の作成などで活用をされているところ、これがあることは議員のご質問のとおりでございます。

RPAでは、業務での入力作業等の操作シナリオをRPAにインプットすると、ふだん使っている業務システム上で動作をし、決まったルールに基づいて同じ作業を繰り返し実行させることができるものであります。効果として、高い処理スピード、24時間365日間稼働できるというところで、業務の効率化が図られたり、定められたルールに沿って正確が確保されたり、入力ミスや手順の誤り等が発生せず、正確性が向上するといったメリットがあります。一定のルールに基づいて行われる業務であることから、繰り返し大量に発生する業務に活用されることが主に期待をされています。

一方で、AIやRPAを導入するためには、現在ほとんどの職員の経験値や書類を介して行っている業務を整理し、データ化する必要があり、また、仮に導入した場合であっても、全てをAIやRPAが利用できるわけではないと思っております。

具体的に導入する業務の検討まではできていませんが、発展著しい分野ですから、技術開発がさらに進み、こうしたIT技術の利活用はさらに一段と進むというふうに考えております。

先ほど来、議員のほうから何件かの、例えばこういうことができるではないかというようなお話がありましたが、現在のところ、例えばAIに期待する業務としましては、議員もお考えの外国の方との折衝において多言語に対応した自動翻訳機による窓口対応や、音声認識による議会を初めとして各会議の議事録作成、インフラ、建築物の管理、特に道路の状況把握や修繕計画は比較的早く導入できる業務というふうに考えております。

一方、電話や窓口業務など、町民の皆さんと直接お話をさせていただく業務は、これは簡単な問い合わせであろうと、AIではなく職員が行うものではないかというふうに、今のところは私は考えております。

さらに、例えば介護制度でありますけれども、介護度の測定自動化など、今後ますます業務量が増加をし、迅速な対応、正確な判断を要する医療、介護分野に導入できれば、職員の皆さんの負担も減り、業務改善が図られ、書類による介護判定に要していた時間が介護相談をお受けできる時間に切りかえられるといったような生産性の向上が図られるというふうにも考えております。

行政分野への導入は始まったばかりであり、これからこういった分野で活用ができるかど

うかも含めて、10年後を見据えながら、庁内に立ち上げた働き方改革プロジェクトチームにおいても十分研究をし、ある有力な民間企業とも協働しながら、1年から2年の間に、予算確保も含めながら対策をしっかりとまとめ上げていきたいというふうに考えております。

特に、医療、介護の分野につきましては、保健予防連絡会の町内の先生方ともご相談をしてまいりたいというふうに考えております。

議員が最後にご指摘をいただいている大学研究機関との協力ということではありますが、特にこの分野では、この春新設された長野県立大学のソーシャル・イノベーション創出センターの先生方が大変熱心でいらして、日本を代表するA Iの会社である有力な企業と一緒にあって、産官学一体化をして、大変ありがたいことに、一つのモデルケースを小布施につくりたいということで、きょうも若手職員の皆さんはその専門家の皆さんとお話をしておりますけれども、協働して日本におけるこういうものの先駆的な場所を占めていきたいと。ありがたいことだなというふうに思っておりますけれども、これからの分野なので、大いに期待をし、交流をしていきたいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 大島孝司議員。

○12番（大島孝司君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁で、10年後を見据え、一、二年の間に予算確保も含め対策をまとめたいというような答弁でありましたが、優先順位として1位、2位、3位と、どの分野から導入の検討をしていくのかお伺いいたします。

また、2点目として、ただいま長野県立大学という、共同研究という答弁がございました。これにつきましては、具体的にA Iに関してはどのような研究がなされていくのか、お伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 再質問にお答えを申し上げます。

私もこのもちろんA I、それからR P Aなどには全くの素人でございますけれども、優先順位ということでは、やはり医療、介護部門かなというふうには思っております。

ただ、一つ問題がございまして、問題というのは何かというと、先ほど最初のご質問の中にもあったかと思うんですが、育英基金の管理、これはやはりI T化することによって相当正確になるというようなお話がありましたけれども、実は私の疑問もその辺から始まっております。一つ一つ組み立てていきますと莫大な金額になってしまうんです。これがかなり寡

占的な契約になっているので大きくなってしまいます。もっと全体的な中でものを考えていかなければいけないだろうというふうに思っております。

それから、長野県立大学ということでございますけれども、先ほど来、ある有力な企業と長野県立大学というようにお話をしましたけれども、ちょっと話が飛んでしまって恐縮でございますけれども、私もこの過程の中で勉強させていただいたんですけれども、バルト三国にエストニア共和国というのがございます。これは長くロシアや、それからナチスドイツ、あるいはソ連との関係性で大変苦しんだ国であります。最終的に1991年のソ連邦が崩壊する直前に完全独立を果たした国であります。2004年にEUに加入する、あるいはNATO、北大西洋条約に加盟をして、サイバーテロの防衛機関の本部があったところです。今もあるところです。がゆえに、例えばソ連なんかに対してのサイバー攻撃に対して非常に強いということからIT王国になった国であります。

ある意味での電子政府というようなことが言われておまして、国外の方もインターネットによってこの国サービスを受けられる。つまり国民になれるような仕組みをつくったわけです。

例えば、国際結婚が申請から認められるまでにかかる時間が5分から10分とか、あるいは会社を設立するのまでは20分ぐらい、確定申告なしと、これはもうID管理によっているわけですが、こういう国があります。

先進国と言われているわけでありまして、こういう例えばエストニアというような国を、その有力な企業や長野県立大学は大変研究を進んでおります。こういうことをまねて、じゃ、小布施でそういう電子行政みたいなものをつくるのが、果たして小布施町民の皆さんにとって幸せかどうかということまでもわかりません。わかりませんが、このくらいのところまでやはり研究していく必要があるだろうと。どこそこの市や町や村でこういうことをやって成功したから、それを引っ張ってきて小布施もまねしようというレベルではなくて、もう少し全体的に考える中で一つ一つのことに対処をしていく。これもできるだけ早い期間、先ほど申し上げた1年から2年の間にやっていくと。

この有力企業は、先ほど申し上げたように、大変ありがたいことに、小布施を一つのプロトタイプとして取り上げていただけたということでもありますけれども、そうはいっても、全部が全部おんぶに抱っこというわけにもいかないだろうというふうには思います。そういう意味での予算措置というものも議員の皆さんにお諮りをしていかなければいけないだろうなというタームで考えていきたいというふうに思っております。

有効に使うことによって、職員の皆さんが、本当に繰り返し業務みたいな増える業務から少し開放していただいて、本来の仕事というのは考えて、町の皆さんと話し合っているいろいろなことを決めていくことだろうというふうに思いますので、そちらの方向に少しでも向けていきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 大島孝司議員。

○12番（大島孝司君） それでは、次の質問に入ります。

2点目として、新たな歳入創出と財源確保について質問いたします。

小布施町の人口は現在1万1,000人ですが、国立社会保障・人口問題研究所では、2040年には小布施町の人口は7,800人になると推計し、消滅可能性都市として位置づけています。それに対し、小布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョンでは、人口増加策を行うことにより9,200人になるように人口減少を抑えるとあります。しかし、2040年には、人口増加策を行った人口ビジョンにおいても、生産年齢人口は現在55%のものが49%まで減少し、老年人口は現在33%のものが36%まで上昇します。

町の財政状況を見ると、歳入については、生産年齢人口の減少に伴う町民税の減少など、一般財源総額の大幅な増加は期待できません。歳出については、高齢化に伴う保健医療費など扶助費や、公共施設の管理運営などに必要な物件費が増加しており、財政状況の悪化が見込まれる状況にあります。このような財政状況の中、小布施町が消滅しないために、持続可能な小布施町とするためには計画的な財政健全化を進める取り組みが必要と考えます。

そこで、新たな歳入創出と財源確保について、以下の項目について質問いたします。

1として、サテライトオフィス、おぶせ交流館、ふるさと創造館、フラワーセンターを利益の出る施設にできないか伺います。

先ほどの関谷議員の質問と多少重複する部分がありますが、29年度地方創生推進事業において、約1,000万円をかけて体験型サテライトオフィスを整備いたしましたが、この7月、企業が撤退して空きスペースになってしまいました。小部屋が3室あり、真ん中に広いシェアスペースもあるので、3社の企業を誘致できそうですが、誘致努力をするべきと考えます。

29年度決算を見ると、ふるさと創造館は、振興公社への委託料60万円、土地借り上げ料101万円など173万円歳出していますが、利益を生み出せていません。

フラワーセンターの販売収入額を見ると、26年度3,052万円であったものが、29年度は2,692万円と売り上げが下がってきています。管理運営費に2,900万円かかっているのですか

ら、管理運営費を上回る販売収入額となるよう努力すべきであると考えます。

2として、有料駐車場の無人化、無料駐車場の有料化はどのように検討しているのか伺います。

29年度決算では、松村駐車場は、管理運営費515万円に対し駐車料収入が597万円であり、森の駐車場は、管理運営費238万円に対し駐車料収入が790万円でありました。利益を生み出している施設の一つであります。

ただ、これらの駐車場はクローズしている期間が長いので、その間、無人化することができれば、無人化することにより365日24時間営業できるようになると考えます。収入がさらに増加することと思います。

また、松村第二駐車場、中学校グラウンドの東側で、第二駐車場と言っていいのかどうかちょっとわかりませんが、その駐車場、またハイウェイオアシス駐車場、役場駐車場等の有料化は検討したのか伺います。

ちなみに、長野市役所の駐車場は有料であります。

3として、ふるさと納税については、職員の努力、コンサルティング会社の指導もあり、返礼品率を下げたにもかかわらず、29年度決算では前年度比180%の1億8,000万円でありました。30年度も順調に推移しているようではありますが、台風の影響で目標を下回りそうとのことあります。今後、長期的に見て、10年後、20年後をどのように推定しているのか、制度の廃止等も含めて伺います。

4として、ネーミングライツ、施設命名権についての考えはないのか伺います。

一例として、30年9月、今月から供用開始となる千曲市の新しい体育館が、民間企業がパートナーとなり、ことぶきアリーナ千曲に愛称が決定したそうであります。

5として、ホームページバナー広告収入についての考えはないのか伺います。

長野市、千曲市など多くの自治体のホームページでは、ホームページバナー広告の募集をされていて、1枠月額幾らと掲載料を明示して、積極的にバナー広告の募集を行っております。長野市を例に見ると、長野市広告掲載取扱要綱、長野市ホームページ広告掲載実施要領、長野市ホームページ広告掲載仕様書等、細部にわたって基準を設け実施しています。

6として、公共施設への自動販売機の設置についての考えはないのか伺います。

一例として、大阪府豊中市では、平成24年に策定した歳入確保にかかわる基本方針の中で、これまでに取り組んだ公募による自動販売機の設置は相当の効果があつたと認められるので、自動販売機の設置が可能と考える市有施設には積極的に検討することとしますとあります。

7として、モニター広告、デジタルサイネージについての考えはないのか伺います。

一例として、千葉県松戸市では、業者が窓口にモニターを設置し、市政情報や観光案内を放映する合間にCMを放映し、設置業者はCM料で運営、設置業者からの長期貸し付け料が収入となります。

8として、壁貸し制度、屋根貸し制度の考えはないのか伺います。

一例として、長野県庁が平成25年4月から壁貸し制度を導入し、県庁や北信運転免許センターで壁面の有料広告を行っております。

9として、長野県が行っている普通財産の貸し付け制度では、県及び市町村の遊休施設や空きスペースの情報を共有し、地域振興などの観点から、市町村と共同で有効に活用する仕組みを構築しているところであります。北信地区で掲載している市町村は、長野市、須坂市、中野市、飯山市、坂城町、飯綱町であり、小布施町はありません。普通財産貸し付け制度についてはどのような見解か伺います。

10として、このほかに、新たな歳入創出と財源確保についてどのように検討しているのか、見解を伺います。

○議長（関 悦子君） 中條総務課長補佐。

〔総務課長補佐 中條明則君登壇〕

○総務課長補佐（中條明則君） それでは、大島孝司議員の質問に私のほうからお答えさせていただきます。

まず、最初の質問でございます。サテライトオフィス、おぶせ交流館、ふるさと創造館、フラワーセンターを利益の出る施設にできないかというご質問でございます。

サテライトオフィスは、首都圏から企業を誘致し、テレワークを体験していただくための施設で、普通財産として使用料をいただくことができますが、助成金を交付することで誘致を支援する仕組みとしておりますので、収益が出る施設にすることは難しいと考えています。しかし、維持管理費用は使用者が負担することになっておりますので、少なくとも今までのように経費を投入する施設から、経費がかからない施設への転換が可能と考えています。

おぶせ交流館の1階は、利用料をいただき、地域おこし協力隊が事業を行っており、2階も宿泊施設としての利用料収入がありますので、稼働率が上がれば十分に利益を得られる施設になります。

ふるさと創造館は、以前からより効果の高い具体的な活用を検討せよとのご指摘もありますが、施設設置条例に定める地域の食文化や伝統工芸の伝承、地場産業の振興、住民福祉の

向上を目的とする施設の性質上、製造機能しか整備されておらず、その場で味わうとか体験するなど、より高い効果を生み出すための機能が不足しています。このため、誰を対象に何を提供し、雇用の創出や産業としての確立につなげるかなど、指定管理以外の方法も含め検討は必要かと思っています。

現在、振興公社が指定管理を行っており、その管理期間は2026年3月末までとなっています。このため、指定管理者の意向も踏まえ、施設利用のあり方など詰める必要もあり、また、さきに議員より指摘いただいた公共施設としての存廃も含め検討をしております。

フラワーセンターにつきましては、29年度において、人件費も含めた支出が2,938万円に対し、花苗等の販売金額が2,692万円となり、約250万円の赤字決算となっています。これは全国的に花苗需要が低迷傾向にある中で、消費動向が低調だったことに要因します。

現在生産する花の発注元は大半が県外も含む町外事業者であり、センターが製造する苗の品質に対する販売金額が他の花苗製造事業者に対して低いことから発注いただいている現状です。

今後もより質の高い苗生産と多品種育苗に応えることで、より広範な受注につなげてまいりたいと考えております。

次に、有料駐車場の無人化、無料駐車場の有料化はどのように検討しているかというご質問でございます。

駐車場の有料化について、役場や美術館などの駐車場は難しいと考えております。町民の皆さんや施設を利用される皆さんのご理解が得られないと考えています。

小布施総合公園の駐車場の有料化に向けた取り組みにつきましては、さきの6月会議において議員よりの一般質問でお答えをしております。その際にも申し上げましたように、目的外駐車につきましては、利用者の状況を的確に把握し、応分の負担をいただくことも必要とも思っています。都市公園、道の駅という縛りはありますが、駐車場の本来の目的が確保できるよう、他市町村の状況も参考に、必要に応じては条例、規則の改正も視野に、現在検討をしているところです。

次に、松村駐車場、森の駐車場と中学校東側に設置する松村臨時駐車場についてです。現在この管理運営に係る人件費として、松村と臨時駐車場合わせて年間150万円、森の駐車場で約160万円を支出しています。

今回、松村駐車場の舗装打ち替え工事に伴い、無人化、機械化について検討をしました。松村駐車場と松村臨時では、出入庫をゲートにより管理するゲート式が適しており、ゲート

設置一式当たり約800万円から1,000万円と言われます。このため、松村と臨時駐車場合わせて1,600万円から2,000万円を見込みますが、松村駐車場には大型バスの駐車も予定することから、大型専用のゲートも必要になり、大型分も含めると2,400万円から3,000万円近くの費用が必要です。これを人件費に換算すると、松村駐車場では設置1基当たり約7年でその効果があられる計算となり、2台設置では約14年、3台設置では約20年で効果が生じる計算となります。

森の駐車場については、1台ごとの駐車に対応するフラップ式が考えられ、これを森の駐車場に設置する場合、約1,100万円の費用が必要になります。しかし、森の駐車場の場合、落ち葉等によるフラップの目詰まりなど、故障の原因となる要素が大きく、これらメンテナンスにかかる費用を考慮すると、結局現在かかる人件費に近い額を用意しなければならないのではないかと懸念があります。

また、松村駐車場でも、松村駐車場だけを機械化しても臨時駐車場への人の配置は必要であり、また大型に対応するための人の配置も必要となります。

以上検討した結果、このような課題が浮かび上がっており、現在のところ設置に向けた取り組みにはつながっていません。

次に、ふるさと納税、今後長期的に見てどのように推定していくかというご質問でございます。

ふるさと納税は、議会開会時の町長挨拶でも申し上げたとおり、前年を上回るご寄附をいただいております。今後も工夫次第によっては、まちづくりを行う貴重な財源として、さらに多くのご寄附を全国の皆さんから募ることは可能と考えています。

しかし、再三の総務省通知にもかかわらず、換金性の高い、あるいは高い返礼割合の特典を用意していたり、地場産業とのかかわりに疑問がある消費者に人気がある商品を返礼品としたりするなど、ふるさと納税の本来の趣旨に反した取り扱いをする自治体も多く存在しています。

制度の根幹を揺るがしかねない対応と国では判断しており、総務省が来年の通常国会に地方税法改正案を提出する方針を固めたとの報道もあります。高額返礼品を送っている自治体を税の優遇措置を受けられる対象外とする内容です。

このほか、今回取り組みを始めたように、あらかじめ寄附金の使途を明確として寄附を募るような制度に変わっていくことも考えられます。

すみません、次に、ネーミングライツ、施設命名権についての考えというご質問です。

ネーミングライツの導入については、平成24年6月会議で、小林一広議員からの一般質問でお答えをしております。

ネーミングライツの導入は、地域の活性化や施設の運営経費を捻出するために、全国の自治体で広がりを見せておりますが、施設の命名につきましては、自治体、企業、町民の皆さんのそれぞれについてメリットがあるようであればならないと考えております。欧米では企業やスポーツや文化を支えるという認識が高いことから、長期間にわたり施設の命名権を得ることが一般的ですが、日本の場合には企業の広告宣伝的な考えにより命名され、短期間で施設名が変わってしまうことが問題と指摘されることもあります。

小布施町と企業の関係は、以前から優良で志の高い企業と一緒にまちづくりを行っていくというものであり、施設の命名権の賃貸、これによる収入と企業名の宣伝という関係は、当町のまちづくりとはなじまないものと思われまます。ネーミングライツにつきましては、現在のところ行っていく予定はありませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、ホームページバナー広告収入についての考えはないかというご質問です。

ホームページのバナー広告収入についてお答えいたします。現在、小布施町では月に一度発行しております広報紙、町報おぶせの中に広告枠を設けて歳入確保に努めておりますが、町ホームページのバナー広告につきましては実施していない状況であります。

近隣の状況を見ると、現在、長野県長野地域振興局内にある9市町村の中で4市町、長野市、千曲市、信濃町、飯綱町がホームページのバナー広告を行っている状況であります。

議員からご提案のホームページのバナー広告につきましては、現在実施している自治体、掲載までのルールやその仕組みにつきまして調査し、実施可能であればホームページに広告枠を設けて掲載し、歳入確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、6番目の公共施設への自動販売機の設置についての考えはないかということと、7番目のモニター広告、デジタルサイネージについての考えはないかということで、一緒に答弁させていただきます。

公共施設への自動販売機の設置については、役場庁舎、北斎ホールなど、町民の皆さんがご利用いただく施設には既に設置をしてあります。役場庁舎と北斎ホール各2台ずつで、平成29年度は20万6,000円の収益がございました。

モニター広告、デジタルサイネージは、表示と通信にデジタル技術を活用して、平面ディスプレイやプロジェクターなどに映像や文字を表示する情報広報媒体で、議員おっしゃるように、千葉県松戸市でかなり効果を得ています。

町では、自動販売機設置促進やモニター広告、デジタルサイネージについてはまだ検討を始めておりません。議員が参考事例としている大阪府豊中市は人口約39万8,000人、松戸市は48万人の都市であり、一概に同等の効果が上がることは難しい面があるかと思いますが、今後検討を進めてまいります。

それから、次に、壁貸し制度、屋根貸し制度の考えはないかというご質問です。

壁貸し制度については具体的な検討はまだ始めていませんが、屋根貸し制度につきましては、町が出資し、8月末に設立しました新電力会社が公共施設太陽光パネル設置を検討しています。この事業が実現する場合には、公共施設の屋根を使用する料金収入を得ることが可能と考えています。

次に、普通財産の貸し付け制度についてはどのような見解かということでございます。

まず、行政財産の貸し付けについては、平成18年の地方自治法の改正により、公共施設の床面積や敷地に余裕がある場合には、可能な限り長期的に貸し付けることが可能となっています。

今後、公共施設等のあり方を、施設自体の必要性や集約化、用途変更などさまざまな視点から検討を進める中で、使われていない部分があればお貸しすることも可能ですし、施設自体に行政目的がなくなり、普通財産として管理したほうがいい施設につきましては、普通財産に用途がえをして、お貸ししていくことは可能かと考えています。

また、普通財産の中には賃貸借契約を結び、用途が定まっている土地、駐車場用地、緑地等があります。売却を予定している土地も2カ所ございます。今後さらなる有効活用が可能かどうか検討してまいります。

続きまして、新たな歳入創出と財源確保についてどのように検討しているかという質問でございます。

さきの6月会議において、議員よりの一般質問でお答えしておりますが、町では、これまでの義務的経費である公債費や人件費の圧縮に努めた結果、財政健全化に一定の結果が出ていると考えていますが、少子高齢化などによる扶助費を初めとする社会保障費の増加や公共施設の老朽化対策等にかかわる歳出は増加します。

一方で、人口減少による歳入減少が見込まれるため、定住人口増加施策を積極的に展開し、税収の確保を図るとともに、事業費の効率的な執行に努め、経常経費の一層の抑制に取り組む必要があります。

最初の質問で答弁申し上げましたが、歳入が少なく、維持管理費等がかかっていた公共施

設から、可能な限り収益を生む公共施設への転換を検討してまいります。

また、毎年予算編成時を中心に、全ての事業についてその必要性、妥当性、有効性、公平性、効率性、優先性などについて検討を行い、次年度以降の事務事業に反映させてきております。歳入については税負担の公平を期するとともに、自主財源の確保のため、より一層課税キャピタルの把握に努めることや、受益者負担適正化を図るために使用料の見直し等を検討してまいります。さらに、用途変更や集約化等の視点から、公共施設等のあり方を検討していく中で、公共施設等の維持管理経費の削減に努めてまいります。

新たな歳入については、先ほど議員からご提案をいただいたホームページバナー広告収入、自動販売機設置の促進、モニター広告、デジタルサイネージ等も含め、今後検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 大島孝司議員。

○12番（大島孝司君） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず、サテライトオフィスについてであります。

7月に企業が撤退した後、今現在、この企業誘致についてどのような誘致努力をして、どのようなアクションを起こしているのか、どのように努力しているのか、お伺いいたします。

2点目として、ふるさと創造館についてであります。

ふるさと創造館について、指定管理以外の方法も含め検討しますというただいまの答弁がありますが、具体的にどのような方法を考えているのか伺います。指定管理以外の方法という、その方法についてお伺いいたします。

3点目として、フラワーセンターについてであります。

ただいまの答弁で、広範な受注につなげていきますとの答弁でありましたが、2,900万円の管理運営費に対して、販売収入額が26年は3,058万円、29年度は2,692万円であったというようなことで、販売額を上げるため、今現在どのような努力をしているのか、また、今後具体的にどのように進めていくのか伺います。

4点目として、ホームページバナー広告についてであります。

ただいまの答弁では、実施可能であればホームページに広告枠を設けて掲載し、歳入確保に努めていきますというような答弁でありました。今までなぜやらなかったのか、その理由をお伺いいたします。

5点目として、一番聞きたかったところではありますが、9つの例を出して質問をいたしま

した。10番目の、それ以外にも新たな歳入創出と財源確保についてどのように検討しているのかという質問に対しては、収益を生み出す施設への転換を検討しますというような答弁がありました。これは具体的にどういうことか伺います。

以上5点、お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 西原課長。

○企画政策課長（西原周二君） まず最初に、サテライトオフィスの新たな利用者誘致にどのような努力をしているかというご質問にお答えします。

先ほどの関谷議員のご質問にもお答えしたところと重複する部分もあるんですけども、まず、退去をされることが決まった後、町内の企業の皆さんに、首都圏と関連のある業者さんがいらっしゃるかどうかというようなことをお伺いしながら、そういった方にお使いいただけないかどうかということをご案内させていただいております。

また、若者会議等で小布施町におみえいただいている県外の企業の皆さんにも、そういったサテライトオフィスの可能性について打診をさせていただいておりますが、今のところ直接お申し込みになるというケースはありませんが、関心はいただいている企業さんが何社かございます。

また、総務省のおためしサテライトオフィスという特設サイトがございまして、こちらにも掲載をお願いしたところ、総務省のほうで載せていただいております。ただ、こちらも具体的なお問い合わせというのはないというところでございます。

また、11月に、先ほど申し上げました国主催のサテライトオフィスマッチングセミナーが東京で開催をされますので、そこに今、出店できるように申し込みをしております。まだ確定の通知はいただいておりますが、申し込みをしているという状況です。

また、住友不動産さんの3年契約の中で、誘致いただける企業を首都圏で探していただいているというようなところで、いろいろな取り組みはさせていただいているんですけども、具体的なお申し込みに結びついていないというところが現在のところでございますので、今後とも一層ちょっと誘致に力を注いでまいりたいと思っております。

最初の質問については以上でございます。

○議長（関 悦子君） 竹内課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） 続きまして、まず、創造館の指定管理以外の具体的な方法は何か検討しているのかということでございますが、これについて、今現在は具体的な考えはございません。これは先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、この施設については老朽

化ということも進んでおります。そういう中で、存廃といったものも含めて検討しなければならないということで、現在具体的に、じゃ、これをどう活用するんだというところまでは及んでおりません。

それから、もう一点、フラワーセンター、こちらも収入額が落ちている中で、何か具体的な増加策はあるのかということなんですけれども、これも正直、ここ数年発注をいただく皆さんの数は変わっていないんですけれども、発注量が落ち込んできているというのがここ数年の収入減の大きな要因というふうに私ども見てございます。

そういう中で、これは全国的に花苗の生産量と申しますか、ニーズが落ちている中で、新たなお客の開発といったものに再度尽力していかなければならないんじゃないかということと考えてございますが、生産量と申しますか、生産の種類で対応するか、あるいは、量で対応するというのもちょっと難しいところがありますので、花の苗に限らず、野菜の品種であるとかそういったものを、もっと技術力も含めて強化していく、そこから新たな営業に向けた取り組みにつなげていく必要があるんじゃないかなというふうには今思っているところでございます。

以上です。

○議長（関 悦子君） 中條課長補佐。

○総務課長補佐（中條明則君） では、私のほうから2点ほど再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、バナー広告につきまして、なぜ今までちょっと検討しなかったのかというお話でございませう。

それで、実は今、小布施町が使っておりますホームページのシステムにつきまして、ちょっと改修がどうしても必要になってしまうということでございますので、ここで改修の費用と、今後1枠幾らにするかという問題もあるんですけれども、そういうものを含めた中で、今後検討させていただければというふうに思っております。

それから、先ほど、最後の収益を生む施設ということについて申し上げたのは、最初に、ちょっと1番目の質問の中で、おぶせ交流館等のところが軌道に乗れば収益が生める施設というような形に移行できるというようなこともございましたので、そういうものも含めた中で、あるいは今後、まだ具体的にはわかりませんが、そういう指定管理等も含めた中で、そういう視点から今後検討をさせていただければという意味でございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で大島孝司議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（関 悦子君） お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長（関 悦子君） 明日は午前10時に再開をいたしまして、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 3時42分